

平成 29・30 年度
釧路短期大学
自己点検・評価報告書



令和 2 年 3 月

平成 29・30 年度 釧路短期大学 自己点検・評価報告書（令和 2 年 3 月）

目 次

平成 29・30 年度 釧路短期大学自己点検・評価報告書 発刊にあたって	2
【1】平成 29・30 年度自己点検・評価報告書について	3
【2】自己点検・評価の基礎資料 学生状況概要	4
【3】建学の精神と社会貢献 [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	
（1）建学の精神 [区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]	6
（2）社会貢献に関する自己点検・評価 ― 生涯教育センターの活動	8
[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]	
【4】教育に関する自己点検・評価	
A. 教育の効果 [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果][基準Ⅰ-C 内部質保証]	
A-1 教育目的・目標および学修成果に係る学科専攻の取り組み	11
[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]	
[区分 基準Ⅰ-B-2 学習/学修成果を定めている。]	
A-2 教育の質保証に係る短期大学の取り組み	17
[区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。]	
B. 教育の課程 [区分 基準Ⅰ-B-3（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	
B-1 「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」に係る 短期大学の取り組み [区分 基準Ⅱ-A-1 DP][Ⅱ-A-2 CP]	20
B-2 卒業後評価に係る短期大学の取り組み	26
[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]	
B-3 「入学者受け入れの方針」に係る短期大学の取り組み	28
[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入の方針を明確に示している。]	
C. 学生支援 [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	
C-1 組織的学習支援に係る学科専攻の取り組み	32
C-2 生活支援に係る短期大学の取り組み	35
C-3 進路支援に係る短期大学の取り組み	38
C-4 「入学者受け入れの方針」明示、受験生・入学者に係る 短期大学の取り組み	40
D. 教育資源 [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源][Ⅲ-B 物的資源][Ⅲ-C 技術的資源・その他]	
D-1 教員組織と教員の教育研究活動	42
D-2 事務組織	44
D-3 物的資源	46
D-4 施設設備の維持管理	51
D-5 技術的資源その他の教育資源	52

※なお、本報告書では「学習成果」の表記を、文部科学省で定める「学修成果」と表記した。

平成 29・30 年度 釧路短期大学自己点検・評価報告書

発刊にあたって

ここに刊行する本報告書は、平成 29 年度及び平成 30 年度を対象とする釧路短期大学の自己点検・評価の内容・結果についてまとめたものである。

本来ならば年度ごとに報告書を作成すべきものだが、このたびは 2 年度をまとめた作成・刊行とした。本学では平成 30 年度に、通常の授業の実施と並行して、学修活動・学生生活の安全性をより強化するための耐震補強工事を行った。教室や設備等の利用を一部制限せざるをえない状況下で、様々な工夫により教育の質を低下させずに授業等を実施できたのだが、そのためには多大な労力と時間を要し報告書の作成が困難になった。自己点検・評価活動自体は確実に進めることを確認した上で、平成 29 年度自己点検・評価報告書の作成を断念し、平成 29・30 年度報告書として 2 年度分を合わせて作成することとした。

さて、本報告書では、平成 28 年度の報告書に続いて焦点を限定し、教育に関する自己点検・評価(教育の効果、教育の課程、学生支援、教育資源)を柱にし、さらに社会貢献に関する自己点検・評価なども取り上げた。

周知のように、短期大学を含む高等教育について「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成 30 年 11 月 26 日中教審答申)が出された。そこでは、これからの高等教育機関のあり方として、学修者本位の教育への転換、教育研究体制における多様性と柔軟性の確保、教育の質保証と情報公表による「学び」の質保証の再構築、などが示された。また、「教学マネジメント指針」(令和 2 年 1 月 22 日中教審大学分科会)では、学修者本位の教育への転換と教育の質の向上に向けて、3 つの方針を出発点として、学修目標の具体化、それに応じた授業科目・教育課程の編成・実施、学修成果・教育成果の把握・可視化とそれらの情報公表を主な内容とする大学の管理運営のあり方が示された。

本報告書は、それらを直接の基準とするものではないが、学生本位の教育、学生を主体・主語とする教育、そして学生たちの学修成果の獲得に向けた本学及び本学教職員の様々な取り組みの現実と課題、今後の改善策を柱に、点検・評価したものである。そこには多くの成果とけっして少なからぬ課題が見出されている。

真摯な営為によって真なる課題を見出したとき、その解決策も同時に見出されるものなのだと思う。もちろん、解決策の実行には財務資源・物的資源や人的資源といった内部資源、地域その他の外部状況等の様々な制約はあるのだが、何よりも真なる課題を見出すことができるか、自己点検・評価活動の意義や成否はそのことにかかっていると考える。

本報告書に記載した自己点検・評価活動が、真なる課題を析出し改善を進めるような PDCA サイクルとして実行できているか。このことを常に点検しながら、今後とも、建学の精神に基づき学生本位の教育を進め、地域に求められる短期大学であり続けるよう改革・改善に努めるとともに、学生たちが獲得した学修成果等の情報公表を推進する所存である。

本報告書の作成・刊行にとりわけ注力した ALO を含む自己点検評価委員会、自己点検・評価活動に取り組み続ける本学の教職員諸氏に感謝を申し上げる。

末尾ながら、今後とも本学の教育等にご指導ご鞭撻くださるようお願い申し上げ、発刊の辞といたします。

(学長 杉本龍紀)

【1】平成 29・30 年度自己点検・評価報告書について

『平成 29・30 年度釧路短期大学自己点検・評価報告書』は、平成 29・30 両年度における釧路短期大学の教育活動を対象とするものである。

この自己点検・評価報告書は、①自己点検・評価結果を記載する対象を学生に対する教育活動に限定(学生には受験者・入学予定者、卒業者を含む)、②平成 29 年度の改善計画及び行動計画(『平成 28 年度釧路短期大学自己点検・評価報告書』記載)および平成 30 年度の改善計画及び行動計画の実行状況の自己点検・評価結果とその理解に必要な説明を記述、という 2 点に基づき作成した。

この報告書で取り上げた学生に対する教育活動とは、『平成 28 年度釧路短期大学自己点検・評価報告書』の項目を基本とするが、平成 29 年 2 月に改訂された短期大学基準協会の項目にあわせて順序、包含関係を一部変更した。

言うまでもなく、自己点検・評価活動は教育活動に限定されるものでも限定すべきものでもなく、常にあらゆる活動・事項で行われるものである。他方で、自己点検・評価の結果を報告書にまとめ上げるには、多大なる時間と労力を要するものも現実であり、毎年、全ての分野・事項を取り上げた報告書を作成するには、様々な困難がある。とりわけ、対象年度には学長の交代、専任教員の大幅な入れ替えがあり、また教職課程の大幅な内容変更への対応を最優先するなど、小規模短期大学にとっては激動の時期であったとも言えよう。個性豊かな構成員(教職員)の入れ替わりは、自ずと研究フィールド・社会貢献等への方向、これまで行って来た事業等に対する見直し、統廃合、また、一方で新規開拓をもたらしている。そして、これらは教職員による学生への教育と支援、学生との協働活動にも大きな影響を及ぼしている。

そこで、全ての分野・事項での自己点検・評価活動を継続しながらも、平成 29・30 年度報告書でも、平成 28 年度報告書に倣って、学生に対する教育活動に焦点をあてることとした。また、記述方法も、平成 29・30 年度に策定した改善計画及びその実行のための行動計画の自己点検・評価の結果とその理解に必要な説明の記述に限定した。

このことは、教育活動以外の分野・事項に係る自己点検・評価活動自体を排除するものではない。むしろ全分野・事項での日常的な自己点検・評価活動の展開が前提である。次回の報告書は認証評価を見据えた構成となろう。

本報告書での記述の前提となる平成 28 年度報告書は

本学 Web ページ[<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/>]の

「情報公開」[<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/index.html>]

から PDF 形式でダウンロードできます

釧路短期大学 ALO 井上 薫

【2】自己点検・評価の基礎資料（項目のみ）

学生状況概要

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足

学科等の名称	事項	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考
生活科学科 生活科学専攻	入学定員(人)	20	20	20	20	20	
	入学者数(人)	14	15	22	22	23	
	入学定員 充足率(%)	70	75	110	110	115	
	収容定員(人)	40	40	40	40	40	
	在籍者数(人)	36	30	38	44	45	
	収容定員 充足率(%)	90	75	95	110	113	
生活科学科 食物栄養専攻	入学定員(人)	30	30	30	30	30	
	入学者数(人)	27	24	23	20	24	
	入学定員 充足率(%)	90	80	77	67	80	
	収容定員(人)	60	60	60	60	60	
	在籍者数(人)	47	50	49	42	44	
	収容定員 充足率(%)	78	83	82	70	73	
幼児教育学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	53	54	44	50	51	
	入学定員 充足率(%)	106	108	88	100	102	
	収容定員(人)	100	100	100	100	100	
	在籍者数(人)	108	106	96	91	101	
	収容定員 充足率(%)	108	106	96	91	101	

② 卒業者数（人）

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活科学科	39	41	36	38	43
生活科学専攻	13	21	14	14	21
食物栄養専攻	26	20	22	24	22
幼児教育学科	43	55	52	52	40

③ 退学者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生活科学学科	7	1	2	5	1
生活科学専攻	0	0	0	2	1
食物栄養専攻	7	1	2	3	0
幼児教育学科	1	1	2	3	1

④ 休学者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生活科学学科	5	2	5	5	2
生活科学専攻	0	1	2	3	2
食物栄養専攻	5	1	3	2	0
幼児教育学科	0	0	1	3	1

⑤ 就職者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生活科学学科	32	34	32	35	36
生活科学専攻	10	15	13	12	16
食物栄養専攻	22	19	19	23	20
幼児教育学科	39	52	51	50	39

⑥ 進学者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生活科学学科	0	0	1	0	1
生活科学専攻	0	0	0	0	0
食物栄養専攻	0	0	1	0	1
幼児教育学科	1	0	0	0	1

【3】建学の精神と社会貢献 [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

(1) 建学の精神

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

この項に係る取り組み内容は、平成 27 年度及び 28 年度の自己点検・評価報告書では取り扱えなかったため、まず、平成 26 年度自己点検・評価報告書記載事項を下に掲げる（なお、平成 30 年 3 月末をもって前学長が退任し、新学長が就任したため、点検・評価の対象は主として平成 30 年度とする）。

○ 改善計画

1. 本学の建学の精神「愛と奉仕」は、人類普遍の原理と位置付けており、平成 15 年度に確認した後、見直しの意見は出てきていない。だが「不易流行」、現代的な解釈や提言があれば、教授会の議を経て、学長が理事会に意見具申をする。

● 行動計画

1. 建学の精神や教育理念は、直接的には入学式辞や入学オリエンテーションの際の学長講話の中で述べているが、卒業時には、どれぐらいの学生が認知・理解しているか、具体的にアンケート調査を行い認知・理解度などを測定する。オリエンテーションの指導方法を毎年研究・検討する。また、各学科・専攻の教育目標、教育計画、教育課程、シラバス作成、学修成果との関連性を継続的に研究する。さらに「不易流行」、時代のニーズに応じた現代的な解釈や提言があれば、教授会を経て、学長が理事会に意見具申する。

まず、釧路短期大学（以下、本学）の建学の精神「愛と奉仕」について簡単に記した上で、行動計画等の点検・評価を行う。

本学（当時は、釧路女子短期大学）は、昭和 39 年 4 月に家政科単科で開学し、平成 31 年 4 月に創立 55 年を迎えた。敬虔なクリスチャンであった岡野佐太二氏が初代理事長に就任した学校法人緑ヶ岡学園（以下、本学園）のもとに開設された本学は、その学則第 1 条に「.....基督教の精神に従って女子に短期大学の教育を施し、女性本来の徳性をみがき清らかな人格をきずくと共に、高く広い教養と実際に役立つ専門の学術とを授けて、愛と奉仕に生きる人物を育てることを目的とする」と、キリスト教の精神に従って「愛と奉仕に生きる人物を育てる」ことを目的に掲げた。

それから半世紀以上経過した現在までに、開学時の宗教（キリスト教）性は次第に希薄化し、失われたものの、本学園・本学の建学の精神は「愛と奉仕」であると、学校法人理事長・本学学長が入学式・卒業式などで語り継いできた。平成 15 年度には、理事長と各所属長により、「愛と奉仕」が学園全体の建学の精神であると改めて確認され、以後、本学を含め本学園が設置する各学校の教育研究活動・地域貢献活動などの礎としてきている。

本学では、建学の精神「愛と奉仕」は人が進むべき道の一つを示す人類普遍の公共性を有する原理でもあると位置付け、建学の精神を体現する「人を愛し、人に尽くす」精

神を有する存在へと学生を育てることを使命としている。この精神・使命は、学生・保護者・教職員に加え高等教育機関や地元自治体を含めた諸団体代表諸氏も臨席される入学式・卒業式などでの学長式辞や挨拶で、また大学案内、学園報その他の印刷物で、建学の精神の実現・実行を図る教育理念とともに繰り返し明示・説明している。入学した学生たちには入学直後の「学長講話」の際に、建学の精神とそれに基づく教育理念を、解釈や意味・内容を含めて伝達・説明し、周知・共有を図っている。建学の精神に基づき、その実現・実行に向けた教育方針を示す教育理念は、「自由にして規律ある人格」「幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成」「地域社会の文化の向上と福祉への貢献」の 3 つであり、これらを踏まえて教育目的・目標を設定し、教育目的・目標をうけて「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」を定めている。

このように、本学の建学の精神は本学の教育研究・人材育成の方向を示すものとして学内外に表明するとともに、教職員の教育研究活動の土台として共有・意識されている。

建学の精神「愛と奉仕」は、平成 15 年度の確認の後、教育目的・目標の設定や 3 方針の策定という重要事項決定時であっても、疑念・疑義や見直しの提言などは出ていない。また、教育目的・目標や 3 つの方針の定期的な点検を通じて、建学の精神の再検討が建議されることもなかった。「愛と奉仕」は人類普遍の原理を示すゆえのことでもあろうが、社会の変化などにより 3 つの方針や教育目的・目標、さらに教育理念の通用性の再検討が必要となる可能性は皆無ではない。建学の精神を含めて本学が定めている目的・目標、諸方針は、時代と社会からの常なる評価・批判を受け、必要に応じて深化・進化できるものでなければならないだろう。

本学の建学に精神に関するここまでの説明を踏まえて、かねてよりの行動計画について点検・評価を行う。

平成 26 年度自己点検・評価報告書での行動計画は 1 項にまとめられているが、4 つの内容からなっていた。その第 1 は、卒業時の学生の建学の精神および教育理念の認知・理解度調査の実施である。残念ながらこの試みは実行できていない。建学の精神および教育理念について、卒業する学生たちに問うべきことは何か、再検討する必要があるもの、言語的な確認のみにとどまる可能性もある。むしろ、建学の精神および教育理念、教育目的・目標などで示した人間像にどれだけ近づけたのかが、それを確認することは卒業者だけではなく本学としても重要であろう。第 2 は、オリエンテーションの指導方法を毎年研究・検討する、であった。オリエンテーション日程内で行っている学長講話は、聞き手である入学生の様子をチェックしながら行い、次年度の講話における様々な工夫（長さ、展開、例示の用い方など）に生かしている。第 3 は、教育目的・目標、教育課程等との関連性の継続的研究である。これについて、“建学の精神との関連は？”といった明示的な検討は行っていないが、教育課程の再編検討時に意識する、シラバス作成時には建学の精神や教育目的・目標などを踏まえての作成を、専任教員・非常勤教員問わず求め続けてきているなどのかたちで関連を確保するよう努めてきた。今後は、建学の精神→教育理念→教育目的・目標→学位授与の方針および獲得す

べき学修成果→教育課程の編成・実施→入学者受け入れの方針という論理的関連性をより明らかに示し、論理的に一貫した本学の教育を進めるとともに、その一貫性を意識した PDCA により改革・改善を進めたい。第 4 は、建学の精神について現代的な解釈・提言があるときは教授会を経由して理事会に具申するとのことだったが、この間、かような事例はなかった。

これらの経緯・状況を受けて、今後の計画を以下とする。

平成 31 年度以降について

○ 改善計画

1. 本学の建学の精神「愛と奉仕」は人類普遍の原理をも示すものであるが、時代と社会の評価・批判をうける姿勢を閉ざしてはならない。建学の精神の学内外への表明を続けながら、疑問・疑念・異議や見直しの意見があれば、積極的に受け入れて検討し、必要に応じて教授会の議を経て理事会に意見を具申する。
2. 建学の精神を踏まえて、本学の特徴を示す新しい表現方法を考案する。

● 行動計画

1. 教育課程その他の見直しにおいて、建学の精神 → 教育理念 → 教育目的・目標 → 獲得すべき学修成果および学位授与 → 教育課程編成と実施 → 入学者受け入れ、という論理的関連性をより意識的に確保するよう行動する。
2. 地域における本学の存在意義および今後の役割を問い直し、(建学の精神を踏まえて) それを簡易な形で言語化して内外に示す。

(2) 社会貢献に関する自己点検・評価 — 生涯教育センターの活動

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

平成 27 年度に本学がうけた「機関別評価結果」で 2 点の指摘がある。

「地域連携の仕組みをより長期的、安定的、日常的に学内外へ浸透させていくことが期待される」

「(地域共創型プロジェクトに掲げる目標と取組みは) 地域の諸機関と一体となり、当該短期大学のみならず地域社会全体の発展を意図した試みであり、特筆すべき取り組みである」

(『学校法人緑ヶ岡学園 釧路短期大学 機関別評価結果』一般財団法人短期大学基準協会 2016 年)。

平成 28 年度報告書には明示していなかったが、上掲 2 点の指摘をもとに、次の改善計画によって事業を行った。

○ 改善計画

1. 地域包括連携協定締結間で定期協議を重ね、協定の円滑な維持・運用をめざす。
2. 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充する。【継続】

3. 生涯教育センターの講座受講者から、「自らの生涯学習」を伝える伝統を提示する。

この改善計画を実現するための行動計画は次のとおりである。

● 行動計画

1. 地域包括連携協定の趣旨をうけ、地域経営者団体と提携しリカレント講座を実施したほか、本市市街地発祥地で活動する団体の出版事業を内容面でも、経費面でも支援する。
2. 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」コーナーを補完する設備として生涯教育センター会議室を機能させる。実績はマスメディア、印刷会社、自治体にも波及させる。【継続、後半部新規】
3. 学位課程では「履修証明制度」の確立にむけ方策を検討する。【新規】

また、この社会貢献の枠組みを「長期的、安定的、日常的に学内外へ浸透」させるため、具体的な行動計画として取り組んでいる点は、以下の3点である。

1. 市民が参加してすすめてきた生涯学習の成果を積極的に活用するシステムを構築する。
2. 知的基盤の拡充と質保証を担保するため、「テキスト作成のうえに公開講座」の伝統を拡充する。
3. 地域の経済団体や文化団体との結節を、量的拡大に加えて質的深化を確実にすすめる。

生涯教育センターの体制については、「D-3 物的資源」項目「c」で記載している。本節ではその機能面について記載する。

* 生涯教育センターの現状

釧路市および関係団体とは地域包括連携協定を結び、相互の人材派遣による「出前講座」を通じ本学の教育、研究、社会貢献の水準を示す。地域の高等学校、自治体、経済団体、文化団体との「共同研究の領域」を拡大する。多様な情報発信システムを活用し、学内と地域社会の間で研究情報、教育情報、地域貢献情報の相互蓄積の基盤を確立する。この間の実践は以下の通り。

平成29年度には、道東文化塾（6回＋エクステンションツアー in 異国船来泊地：道民カレッジ連携講座）、イブニング講座①「大学英語入門講座」（全15回）・②「シニアのための基礎英語講座」（全12回）、リカレント講座（ビジネス支援）「数字でみる釧路の地域経済」、リカレント講座（食物栄養）「管理栄養士国家試験受験準備講習」（全4回）、リカレント講座（幼児教育）「心と心をつなぐ音～こどもたちへとどけよう「音楽療法」の現場より～」、原典を読む「日本人の心のルーツ『古事記』を読む」（全2回：道民カレッジ連携講座）、ライティング支援講座「自分史講座」3rd（全8

回：道民カレッジ連携講座）を、また平成 30 年度には、道東文化塾（6 回＋エクステンションツアー in 弟子屈：道民カレッジ連携講座）、イブニング講座①「大学英語入門講座」（全 15 回）・②「シニアのための基礎英語講座」（全 12 回）、リカレント講座（ビジネス支援）「野生の命と向き合う～希少猛禽類との共生を目指して」（北海道中小企業家同友会くしろ支部あゆみの会と共同開催）、リカレント講座（食物栄養）「管理栄養士による管理栄養士国家試験対策講座」、リカレント講座（幼児教育）「こどもの絵」、原典を読む「『近世蝦夷人物誌』を読む」（全 2 回：道民カレッジ連携講座）、ライティング支援講座「自分史講座『前田正名自叙伝』を読む」（全 8 回：道民カレッジ連携講座）を実施した。

かつて短期大学の世界で「生涯学習拠点として短期大学が機能するため」「使命感をもって専念するキーパーソンが欠かせない」「（そのためには）生涯学習プログラマーの養成は、何よりも全ての短大において取り組まなければならない課題」と指摘された（『短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究 成果報告書』 目白短期大学長 佐藤弘毅 2010 年）。

以上をうけ担当事務職員のプログラム開発力を高め、管理監督の実務者養成に時間、経費、機会を配してきた。情報収集、研修派遣、質量ほこる企画・開発、地域貢献業務の参加を積極的にすすめ、教職員ともに「生涯学習プログラマー」にふさわしい見識と実績を備える点を本学の伝統に位置づけた。平成 31 年 4 月、担当職員の昇任が実現の見込み。理念と体制が整備されると思量する。

「履修証明制度」を地域社会に啓発し社会人入学者普及を担当するのは非学位課程の領域で進められるべきである。しかし、これに先立ち、制度設計と学内教職員の合意形成は教学担当委員会で分担されることが肝要と考える。

なお、この社会貢献の枠組みを実現するための平成 31 年度以降の改善計画及び行動計画は次のとおりである。

○ 改善計画

1. 地域包括連携協定締結間で定期協議を重ね、協定の円滑な維持・運用をめざす。【継続】
2. 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充する。【継続】
3. 生涯教育センターの講座受講者から、「自らの生涯学習」を伝える伝統を提示する。【新規】

● 行動計画

1. 地域包括連携協定の趣旨をうけ、地域経営者団体と提携しリカレント講座を実施するほか、本市市街地発祥地で活動する団体の出版事業を内容面でも、経費面でも支援する。【継続・一部追加】
2. 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」コーナーを補完する設備として生涯教育センター会議室を機能させる。実績はマスメディア、印刷会社、自治体にも波及させる。【継続、後半部新規】
3. 学位課程では「履修証明制度」の確立にむけ方策を検討する。【新規】

【4】教育(教育の効果・課程、組織的学習支援)に関する自己点検・評価

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

この項では、釧路短期大学(以下、本学)平成 29 年 12 月に発行した『平成 28 年度釧路短期大学自己点検・評価報告書』(以下、平成 28 年度報告書とすることがある)記載の諸事項のうち、「教育の効果」「教育の課程」及び「組織的学習支援」に焦点を当て、それらの改善計画及び改善計画の実現のために定めた行動計画の実行状況を平成 30 年度も含めて点検・評価し、平成 30 年度の教育に関する改善状況・課題等を示す。あわせて、平成 31 年度以降の改善計画及びその実現のための行動計画を策定する。なお、この項では学科別に自己点検・評価の結果を記述する。

A 教育の効果

A-1 教育目的・目標および学修成果に係る学科専攻の取り組み

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

[区分 基準 I-B-2 学修成果を定めている。] ※H30 年度基準:I-B-3 3 つの方針(一体的に)

A-1-1 生活科学科(生活科学専攻・食物栄養専攻)

本学生活科学科生活科学専攻と食物栄養専攻は、(教育)目的(教育研究上の目的)を次のように定め、公表している。

[(教育)目的]

生活科学科

家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に係わることができる人間性豊かな人材の養成、ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成を目的とする。

(注：下線部が生活科学専攻の目的、非下線部が食物栄養専攻の目的)

また、教育研究上の目的をより具体的に示すために、教育目標を次のように定めている。

[教育目標]

生活科学科生活科学専攻

1. 幅広い教養・職業的スキルと実践的コミュニケーション力を有する専門的職業人の養成
2. 地域を知り、地域を愛し、地域と係わることでできる規律ある人格の養成

生活科学科食物栄養専攻

1. 確かな専門的知識と技術を有し、地域社会に貢献できる栄養士の養成
2. ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリストの養成

これら及び学修成果の設定について、平成 28 年度の報告書では、次の改善計画を策定した。

○ 改善計画

1. 生活科学科両専攻の(教育)目的および教育目標について、学修成果の獲得状況、

卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義を定期的（2年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。

2. 生活科学科両専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的および教育目標とともに定期的に（2年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
3. 生活科学科生活科学専攻では、カリキュラムの全面的再検討に着手し、あわせて学修成果の再整理およびその獲得度チェックの手法の全面的見直しを行う。
4. 生活科学科食物栄養専攻は、平成 28 年度から取り入れた学修成果自己評価および自己評価シートにつき、当該学生の卒業時に効果・問題点を総括し、必要に応じて見直す。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 生活科学科両専攻では、平成 29 年度中にもいわず 3 つの方針および（教育）目的・教育目標を点検し、その結果を学長および教授会に報告する。
2. 生活科学専攻では、平成 29 年度中に教育課程編成のあり方・カリキュラムおよび学修成果とその獲得状況のチェック方法を全面的に見直し、平成 30 年度から実施する。
3. 食物栄養専攻では、平成 28 年度入学生の卒業時まで、学修成果自己評価の効果・および問題点を総括し、今後の方向を検討する。

この行動計画の実行状況について自己点検・評価を行う。

行動計画第 1 項（3 つの方針、教育目的・目標の点検）については概ね行動計画通り実施できた。毎年カレッジライフおよびシラバスを作成する時期に、3 つの方針、教育目的・目標について専攻毎に点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっている。点検、協議の結果、現行のままで進めることとなった。

生活科学科のうち生活科学専攻は、（教育）目的として「家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に係わることができる人間性豊かな人材の養成」、教育目標として「幅広い教養・職業的技能と実践的コミュニケーション力を有する専門的職業人の養成」「地域を知り、地域を愛し、地域と係わることでできる規律ある人格の養成」を、食物栄養専攻は、（教育）目的として「ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成」を、教育目標として「確かな専門的知識と技術を有し、地域社会に貢献できる栄養士の養成」「ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリストの養成」を定めている。

これらの教育目的・目標の実施状況を定量的に判断するのは容易ではないが、在学生・卒業生の学修成果の獲得状況（学期ごとおよび卒業時の成績評価、学生自身によ

る学修成果チェック、地域社会への就職状況）は個人差があるものの特に悪い状況ではない。この現状を踏まえ点検、協議した結果、各専攻の教育目的・目標の変更の提案は行われず、これらと連動する3つの方針についても現行のまま進めることとなった。

行動計画第2項（生活科学専攻の教育課程編成のあり方・カリキュラムおよび学修成果とその獲得状況のチェック方法の見直し）について、平成29年度にはビジネス実務士のカリキュラム変更に伴う教育課程編成の変更作業を行い平成30年度から実施、さらに学修成果・自己評価チェックシートを見直し平成29年度入学生から新様式のチェックシートを用いて実施するなど行動計画通り実施できた。

学修成果とその獲得状況のチェック方法の見直しの一環として作成した新しい「キャリアデザイン・チェックシート、学修成果・自己評価シート」のうち前者の「キャリアデザイン・チェックシート」の内容は、短大卒業後の自分のイメージとイメージした自分になるために何をするかなど1年次、2年次スタート時に目標設定を行い、各学年終了時に達成度を評価するというものである。後者の「学修成果・自己評価シート」は生活科学専攻の学位授与の方針で示す教養、地域、ビジネス・職業的技能に関する学修成果項目をあげ、1年次、2年次スタート時にそれぞれの項目をどの程度頑張るかを3段階で記入、各学年終了時には学修成果の獲得度を4段階で評価するというものである。さらに、生活科学専攻で取得可能な資格取得に対する考え方、獲得・形成が望まれる意識や行動の在り方、基礎知識、基礎技能など18項目について各学年終了時に3段階で評価するものである。この新しいチェックシートを採用した学年が平成31年3月で一通りの記入を終えたので、学生の記入状況等から問題点を抽出し必要に応じてシート内容の修正を加えていく予定である。

行動計画第3項は、食物栄養専攻で導入した学修成果自己評価についてである。平成28年度入学生からこの自己評価をスタートし、卒業までに各学年の前・後期末の計4回実施している。

学修成果自己評価シートの内容は、各期の栄養士免許必修科目のうち講義科目につき、前年度の栄養士実力試験問題を用いた達成度試験を実施して正解率を記入、20程度の項目にまとめた実験・実習に係るスキルの習得状況の自己評価、社会変化に対応するための力（情報収集力・問題解決力に係る6項目）の習得状況のチェック、人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築し、地域に貢献する力（コミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力などに係る20項目）の習得状況のチェックからなり、専門的知識・スキルに加えて、社会人・職業人として生きる力・地域に貢献する力の習得状況もチェックできる仕組みになっている。

シートの記入状況から、個人差はあるものの多くの学生が各チェック項目において向上がみられていることから教育目標が概ね達成できていることが示唆される。しかし現時点では、集計・分析までには至らず、年度末に専攻担当教員で点検項目や書式の部分的見直しを行い、次年度入学生の評価シートに反映させるに留まっている。今後は、これまでの評価シートを集計・分析し、方向性を検討する。

平成 31 年度以降の改善にむけて—生活科学科

○ 改善計画

1. 生活科学科両専攻の（教育）目的および教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義を定期的（2 年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。【継続】
2. 生活科学科両専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的および教育目標とともに定期的に（2 年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。【継続】
3. 生活科学科生活科学専攻では、学修成果の再整理および平成 30 年度から実施した新カリキュラムにおける獲得度チェックの手法の点検を行う。【一部変更】
4. 生活科学科食物栄養専攻は、新しい栄養士モデル・コア・カリキュラムの公表に伴いカリキュラムの再検討に着手するとともに、平成 28 年度から取り入れた学修成果自己評価および自己評価シートの点検を行う。【一部変更】

● 行動計画

1. 生活科学科両専攻では、平成 31 年度中にも 3 つの方針および（教育）目的・教育目標を点検し、その結果を学長および教授会に報告する。【継続】
2. 生活科学専攻では、平成 30 年度から実施した新教育課程編成について学修成果・自己評価チェックシート記入内容から獲得状況を確認し、問題点を抽出する【一部変更】。
3. 生活科学科両専攻では、時代が求める就職に有利な資格について情報収集をすすめる、課程認定の可能性を検討するとともに現行の資格認定の要否についても検討する。【新規】
4. 食物栄養専攻では、平成 31 年度中に新しい栄養士モデル・コア・カリキュラム内容の理解を深め、現行のカリキュラムとの相違点を抽出し、今後の方向を検討するとともに、学修成果自己評価の効果を集計・分析しカリキュラム検討の基礎資料を作成する。【一部変更】

A-1-2 幼児教育学科

本学幼児教育学科は、教育目的(教育研究上の目的)を次のように定め、公表している。

〔(教育)目的〕

幼児教育学科

次世代を担う子どもの心身の健全な育成をはかるため、専門的な知識や技術の学びを通して、豊かな人間性と感性を持った保育者の養成を目指すと共に、地域社会における子どもの生活環境や生活文化の向上に努めようとする態度及び実践的能力を養うことを目的とする。

また、教育研究上の目的をより具体的に示すために、教育目標を次のように定めている。

〔教育目標〕

幼児教育学科

1. 適切に自己を表現しながら、他者の自己表現にも共感できるような感性をとぎす
ますこと
2. 視野を広め、他者の幸福のために力を尽くす情熱と知性を高めること
3. 適性と能力に応じて、幼児教育や福祉の基本的な知識や技術を身につけること

これら及び学修成果の設定について、平成 28 年度の報告書では、次の改善計画を策定した。

○ 改善計画

1. 幼児教育学科の（教育）目的および教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義を定期的（2 年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。 【継続】
2. 幼児教育学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的および教育目標とともに定期的に（2 年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
3. 幼児教育学科では、保育現場や他養成校と行う保育者養成の諸課題についての協議・懇談について、今後も、釧路市私立幼稚園連合会や釧路市内の保育者養成校と連絡を取り、継続して設定できるように働きかける。
4. 幼児教育学科では、「履修カルテ」に加える大学としての評価方法について、新教職課程を考慮して検討する。
5. 幼児教育学科の「履修カルテ」で、過去の自己評価が低かった設問・指標を検討する。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 幼児教育学科では、修正した改訂版「履修カルテ」の 2 年次における使用状況を確認し、いわゆる 3 つの方針および（教育）目的・教育目標に影響を及ぼすものがあれば、見直す。
2. 幼児教育学科では、保育現場との協議・懇談の機会を、平成 29 年度にも設ける。
3. 幼児教育学科では、「履修カルテ」（改訂版）の使い勝手の良し悪しを確認して、全体的な掌握の方法について必要な修正を行う。

行動計画第 1 項について、3 つの方針および目的・教育目標に影響を及ぼすものはないと判断し、これらを継続している。一方、「保育者に必要な資質能力についての自己評価」の平成 29 年度入学者（平成 31 年 3 月卒業）の結果（低い方から 1～3、記載なしの場合、母数から除いて平均値を求めた）を見ると、2.5 を超えた項目が、全 27

項目中 8 項目、上位から順に、「他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる」2.65、「障がい児保育、特別支援教育、いじめ、不登校などの新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる」2.65、「協働して保育活動を企画・運営・展開することができる」2.58、「子どもに対する責務や保護者や地域との関係の重要性についての理解」2.56、「社会人として必要な基本的な態度やマナーなどが身についた」2.56、「子どもとのコミュニケーション力が身についた」2.54、「集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができる」2.54、「保育職に向けての自己の課題を認識し、その解決にむけて学び続ける姿勢を持っている」2.53 であり、2.3 に満たなかった 7 項目を下位から順に示すと、「教材を分析することができる」2.15、「クラス経営・クラスづくりについての基礎的な知識を習得している」2.19、「保育や教育に関する歴史・思想についての基礎的な知識を習得している」2.21、「保育や教育の理念や本質についての基礎理論や知識を習得している」2.21、「教材や教具（情報教育機器含む）についての基礎的な知識を習得している」2.25、「教材研究を活かした保育実践を構想できる」2.27、「幼稚園教育要領や保育所保育指針の内容を理解している」2.29 となった。子どもたちと触れ合う機会は、1 年次前期の保育観察、後期の保育現場体験をはじめとし、早くからその機会を意識して作っていることや、後期に近年実施している KJC ランド（こどものあそびの日）のイベント等が、子どもとのコミュニケーション、協働での取り組みなどへの自信に一定の功を奏していよう。反対に、相変わらず、歴史・社会・法制度的分野、クラス経営、教具・教材研究・教材分析分野は身についたという感覚が弱い。授業内容のさらなる改善が望まれる。

行動計画第 2 項については、釧路市こども保健部へ依頼し、平成 28 年 10 月以来、2 度目の懇談・協議の場を本学で設けた（平成 30 年 9 月 19 日、保育所長および子育て支援センター室長と本学教員 3 名）。なお、学科長は全国保育士養成協議会北海道ブロック協議会会長として、平成 29 年 7 月 22 日、札幌（かでる 2.7）にて、北海道保育協議会代表 5 名との懇談会に参席し、現場に望むこと、学生から選ばれる保育園について、保育士等キャリアアップ研修の講師派遣協力について懇談した。

行動計画第 3 項については、平成 29 年度冒頭に、「履修カルテ」の見直しを行い、実習指導にかかわる項目を中心にスリム化をはかり、使いやすいものにした。実習指導の資料ともなり、授業内容も指導案作成指導の方法を、段階を分けてのものに大幅に変更（模写→グループ討議の上作成→個人作成）し、まずは「ねらい」と対象の関係を明らかにすることに重点を置いた（1 年後期では、題材とねらいとの関係にとどめ、従来は指導していた「評価の観点」を 2 年次へ先送りする予定だったようだ）。しかし、この改正を担当した教員が皆転出したため、この部分の引継ぎがなされず、学生が指導案の同項目を書けないという事態が一時的に起きてしまった。また、スリム化された「自己評価シート」は実習指導に特化して項目を絞っていたため、教育課程全体の履修状態を評価する部分の欠落を、後に気付いて補うことになった。教員組織全体に「履修カルテ」の意義が浸透していなかった点は大いに反省すべきことであった。

平成 31 年度に向けては、新課程への移行期（1 年次で実施）となるため、主に授業改善を進める中で、これまでの点検を踏襲したい。

平成 31 年度以降の改善にむけて—幼児教育学科

○ 改善計画

1. 幼児教育学科の（教育）目的および教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義を定期的（2 年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。【継続】
2. 幼児教育学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的および教育目標とともに定期的に（2 年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。【継続】
3. 幼児教育学科では、保育現場や他養成校と行う保育者養成の諸課題についての協議・懇談について、今後も、釧路市私立幼稚園連合会や釧路市内の保育者養成校と連絡を取り、継続して設定できるように働きかける。【継続】
4. 幼児教育学科では、「履修カルテ」に加える大学としての評価方法について、新教職課程を考慮して検討する。【継続】
5. 幼児教育学科の「履修カルテ」で、過去の自己評価が低かった設問・指標を検討する。【継続】

● 行動計画

1. 幼児教育学科では、修正した改訂版「履修カルテ」の 2 年次における使用状況を確認し、いわゆる 3 つの方針および（教育）目的・教育目標に影響を及ぼすものがあれば、見直す。【継続】
2. 幼児教育学科では、保育現場との協議・懇談の機会を、新年度にも設ける。【一部修正】
3. 幼児教育学科では、「履修カルテ」（改訂版）の使い勝手の良し悪しを確認して、全体的な掌握の方法について必要な修正を行う。【継続】

A-2 教育の質保証に係る短期大学の取り組み

〔区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。〕

ここまで述べてきたように、本学生活科学科・幼児教育学科では、教育目的・目標の達成に向けて、学生たちが学修成果をより高いレベルで獲得できるよう努めてきた。学修成果の確実な獲得のためには、学修成果を確実に獲得できるよう諸条件を確保し、教育の質を保証する必要がある。そこで平成 28 年度報告書では、教育の質保証に係って次の改善計画を策定した。

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 授業評価を継続し、授業計画および授業方法の改善に一層努める。
2. 特別演習（ゼミナール）のあり方、改善の要否を検討する。

3. 学生の質問等を積極的に受け付ける時間としてのオフィスアワーの有効な利法を検討する。
4. CAP・GPA 制度導入後の効果などについて、検討材料をまとめる。
5. 多様な履修方法について検討を続ける。
6. 一般教育科目（学科共通科目）について検討を始める。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 平成 29 年度前後期も学生による授業評価（アンケート）を実施し、その結果を分析し、FD・SD 研修等において教職員全体で共有し、授業の更なる改善に努める。
2. 平成 28 年度に特別演習（ゼミナール）について調査を実施した。改善事項の検討に入る。
3. オフィスアワーの利用状況について実態を把握する調査を行い、2 年以内にオフィスアワーの効果的利用について検討する。また、平成 28 年度から始まったピアサポート制度とも併せて、学生の学修成果獲得意欲の向上にむけた活動を進める。
4. CAP・GPA 制度導入による効果などについて、平成 27・28 年度卒業者との比較等の方法を用いて整理し、今後の検討に資する。
5. 放送大学開講科目の履修について、2 年以内に検討する。
6. 一般教育科目（学科共通科目）のあり方について、地域との関わりなどを含めて 2 年以内に検討する。

この行動計画の実行状況について自己点検・評価を行う。

行動計画第 1 項（授業評価の継続）について。

行動計画に従って平成 29 年・30 年度ともに前後期ともに学生による授業アンケートは実施した。

例年同様に結果についても科目別集計・学科学年ごとにまとめ、それぞれの担当教員による考察も行った。アンケート結果については常に教員が意識し、非常勤講師懇談会などにも報告している。

FD 研修会としては、授業改善に向けて、平成 29 年 9 月に教職員セミナー「授業実践報告会」を実施、平成 30 年 3 月にも、外部講師を招いて「著作権・倫理教育・発達障害」の研修領域で行った。しかし、30 年度は校舎の耐震補強工事などの影響で行うことができなかった。

また、SD 研修会としては、平成 29 年 9 月に学長による SD 研究会「経営・財務・教育改革」、平成 30 年 9 月には釧路の 4 大学連携による SD 研修として松本大学住吉学長による講演会「地方創成と人材育成」を行い、釧路地域の多くの大学関係者とともに研修した。

なお、FD 研修会については、平成 31 年度には学生による参加も検討を始める予定

である。

第 2 項（特別演習についてのあり方）については、教員の働きかけによって特別演習Ⅱの受講者が増え卒業論文制作・研究発表は復活した。平成 30 年度入学者用にシラバスを見直し、今後も検討を重ねていく予定である。

第 3 項オフィスアワーについては、平成 28 年度に学生の利用効率を見直し、29 年度は学力補完が必要な学生に対し、教員の働きかけによる利用が進んだ。実習や科目などについての悩みも多い学生がいるため、オフィスアワーの限られた時間の中で解決できないことも多いため、今後この効率化については検討が必要だと思う。

第 4 項（CAP・GPA 制度導入による効果）については、学生も一つの目標として、その成果を見ているようである。学習到達度の低い学生に対する GPA 指導基準を設け、運用した。今後 GPA を学修成果到達測定の基礎資料として活用する。（導入 1 期生は 30 年 3 月卒業）

また、奨学生の選考に CAP・GPA 制を考慮していて、今後学生と教員の学修成果到達度を双方からチェックしながら、学生の成長につながる取り組みについて検討を考えている。

第 5 項（放送大学開講科目）については、29 年度に単位互換を開始した。

第 6 項（一般教育科目のあり方）についてはさらに一般教養科目の再設定、特色ある学科共通科目、例えばビジネス実務科目の編成・内容の見直しや、幼児教育学科の文科省再課程認定、厚労省の保育課程認定も終え、さらにより深い学びになるように科目の新設や見直しも始まり、今後継続して検討していきたい。

平成 31 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 授業評価を継続し、授業計画および授業方法の改善に一層努める。【継続】
2. 特別演習(ゼミナール)について調査を行い、改善の要否を検討する。【継続】
3. 学生の質問等を積極的に受け付ける時間としてのオフィスアワーの有効な利用法を検討する。【継続】
4. CAP・GPA の効果などについて、整理し、今後の検討に資する 【変更】
5. 多様な履修方法について検討を始める。【継続】
6. 一般教養科目の再設定、特色ある学科共通科目、例えばビジネス実務科目の編成・内容の見直しや、幼児教育学科の文科省再課程認定、厚労省の保育課程認定も終え、さらにより深い学びになるように科目の新設や見直しも始まり、今後継続して検討していきたい。【継続】

● 行動計画

1. 平成 31 年度前後期も学生による授業評価(アンケート)を実施し、その結果を分析し、FD・SD 研修等において教職員全体で共有し、授業の更なる改善に努める。【継続】
2. 平成 31 年度に特別演習(ゼミナール)について平成 28 年の調査を基に再調査を実施する。【継続】

3. 平成 31 年度にオフィスアワーの利用状況について実態を把握する調査を行い、オフィスアワーの効果的利用について検討する。また、平成 28 年度から始まったピアサポート制度とも合わせて、学生の学修成果獲得に向けた意欲の向上にむけた活動を進める。【継続】
4. CAP・GPA の効果などについて、整理し、今後の検討に資する。【継続・追加】
5. 放送大学開講科目の履修や多様な履修方法についてさらに検討する。【継続・追加】
6. 一般教養科目の再設定、特色ある学科共通科目、例えばビジネス実務科目の編成・内容の見直しや、幼児教育学科の文科省再課程認定、厚労省の保育課程認定も終え、さらにより深い学びになるように科目の新設や見直しも始まり、今後継続して検討していきたい。【継続】

B. 教育の課程 [テーマ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援]

B-1 「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」に係る短期大学の取り組み

本学では平成 27 年度より、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を改定し、これら二つの方針の改定に応じて「入学者受け入れの方針」も改定して、現在に至る。下にこの 2 つの方針を、学科専攻別に示す。

● 生活科学科生活科学専攻

【学位授与の方針】

生活科学科生活科学専攻に 2 年以上在学し、本学の建学の精神および教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで、本専攻の教育目的および教育目標を達成し以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士(生活科学)の学位を授与する。

1. 家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための知識と技能
2. 地域社会の現状と課題に関する知見、地域社会を活性化・改善・創造する知見と意思
3. 職業人として地域社会に貢献するために要するビジネスマナーと常識、実務知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力
4. 子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつ

【教育課程編成・実施の方針】

生活科学科生活科学専攻では、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施する。

1. 全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門的学習に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける
2. 専門教育科目として、教養、地域、ビジネス・職業的知識および技能に係る科目を配置し、家庭生活・地域生活・職業生活に有用な知識・技能・資質を身につける
3. 地域社会の活性化活動実践のための科目を設置し、社会性・集団行動力、考察力、分析力、発信力などの社会人基礎力を身につける
4. 各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、主に技能や資質習得に向けた演習科目および実習科目を配置し効果的な学習を進める
5. 学習の成果の社会的通用性を示す諸資格取得に資する科目を配置し、専門的知識・技能を身につける

● 生活科学科食物栄養専攻

【学位授与の方針】

生活科学科食物栄養専攻に 2 年以上在学し、本学の建学の精神および教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで本専攻の教育目的および教育目標を達成し、以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士(食物栄養)の学位を授与する。

1. 健康、人体、食品、栄養分野の専門知識と技能
2. 社会変化に対応するための情報収集力、問題解決力
3. 人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築するためのコミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力など地域社会に貢献する力

【教育課程編成・実施の方針】

生活科学科食物栄養専攻では、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施する。

1. 全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門学習に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける
2. 専門教育科目は栄養士免許必修科目を中心に、フードスペシャリスト、社会福祉主事任用資格取得のための科目を配置し、確かな専門知識と技能を身につける
3. 各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、技能や資質習得に向けた演習科目、実験科目および実習科目を配置し効果的な学習を進める
4. 演習科目、実験科目および実習科目を通し、地域社会で求められる情報収集力、問題解決力、コミュニケーション力、集団行動力および統率力を身につける

● 幼児教育学科

【学位授与の方針】

幼児教育学科に 2 年以上在学し、本学の建学の精神および教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで、本学科の教育目的および教育目標を達成し、以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士(幼児教育)の学位を授与する。

1. 広い幼児教育・保育の知識と技能をもつ
2. 保育者に相応しい豊かな人間性と感性をもつ
3. 子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつ

【教育課程編成・実施の方針】

幼児教育学科では、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施する。

1. 全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門的学習に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける
2. 専門教育科目として、保育者養成に必要な知識および技能に係る科目を配置し、子育て、子育て支援および職業生活に有用な幅広い知識と視野を身につける
3. 各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、主に技能や資質習得に向けた演習科目および実習科目を配置し効果的な学習を進める
4. 近隣園と連携し、保育観察やグループ演習など、小グループが保育実践者から有形無形の学びを受ける実習指導を進める

これらに関して、平成 28 年度報告書では平成 29 年度以降について、次の改善計画を策定し、その実現に努めることとした。

B-1-1 生活科学科（生活科学専攻・食物栄養専攻）

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 平成 27 年度からの「学位授与の方針」につき、定期的に点検する。
2. 学位授与に係る単位要件、免許・資格取得要件と「学位授与の方針」について、分かりやすくまとめた表現の方法を検討する。
3. 平成 27 年度からの「教育課程編成・実施の方針」について、定期的に点検する。
4. 平成 30 年度から予定している生活科学専攻の教育課程の一部変更の際し、「教育課程編成・実施の方針」等を、必要に応じて見直す。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 平成 27 年度からの「学位授与の方針」につき、平成 29 年度に点検する。
2. 学位授与に係る単位要件、免許・資格取得要件と「学位授与の方針」について、分かりやすくまとめた表現の方法を検討する。
3. 平成 27 年度からの「教育課程編成・実施の方針」について、平成 29 年度に点検する。
4. 平成 30 年度から予定している生活科学専攻の教育課程の一部変更の際し、現行「教育課程編成・実施の方針」と整合性等をチェックし、必要に応じて見直しを提議する。

この行動計画の実行状況について自己点検・評価を行う。

行動計画第 1 項（「学位授与の方針」の点検）、第 3 項（「教育課程編成・実施の方針」の点検）は、生活科学専攻の教育課程の一部変更作業に伴い、教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針について新しい教育課程に適するものに変える必要の有無を検討した結果、変更せず現行の方針で進めることとなった。食物栄養専攻については、学修成果獲得状況チェックの取り組みが完成する平成 29 年度末以降に、現行の教育課程およびその編成・実施の方針および学位授与の方針について、変更・改定の要否を検討することになっていた。しかし、30 年度に学修成果獲得状況の分析まで進めることができなかったこと、食物栄養専攻に求められる知識・技能・資質はこれまでと大きく変わっていないなどの理由から現行のままとした。

第 2 項の学位授与に係る単位要件、免許・資格取得要件と「学位授与の方針」について、わかりやすくまとめた表現方法の検討については、学位授与に係る単位要件、免許・資格取得要件をわかりやすくするために、第 4 項で述べる「教育課程編成・実施の方針」との整合性がチェックできるカリキュラムマップに反映させることで網羅した。

生活科学専攻の教育課程の一部変更については、専攻の専門科目としても開設している「ビジネス実務士」資格に係る教育課程を平成 30 年度入学者より変更する必要が

生じたため（資格課程のカリキュラム変更）、平成 29 年度には「ビジネス実務士」資格に係る新しい教育課程編成を中心に変更作業を行い、平成 30 年度より新カリキュラムを実施した。食物栄養専攻については新しい栄養士モデル・コア・カリキュラムが示された際に、教育課程一部変更について検討していく。

第 4 項の生活科学専攻の教育課程の一部変更にあたり、現行「教育課程編成・実施の方針」との整合性チェックについては、カリキュラムマップ上に「学位授与の方針」で掲げる知識・技能・資質について、第一義的内容あるいは副次的内容の科目にマークを記し、整合性が確認できる様式にしている。食物栄養専攻についても、平成 30 年度に生活科学専攻と同様のカリキュラムマップを作成し、「教育課程編成・実施の方針」との整合性チェックを行った。今後必要が生じた際に見直しについて検討していく。

平成 31 年度以降の改善にむけて—生活科学科

○ 改善計画

1. 平成 27 年度からの「学位授与の方針」につき、定期的に点検する。【継続】
2. 平成 27 年度からの「教育課程編成・実施の方針」について、定期的に点検する。【継続】
3. 栄養士モデル・コア・カリキュラム改定による食物栄養専攻の教育課程の検討に伴い、「教育課程編成・実施の方針」等を必要に応じて見直す。【新規】

● 行動計画

1. 平成 27 年度からの「学位授与の方針」につき、平成 31 年度に点検する。【継続】
2. 平成 27 年度からの「教育課程編成・実施の方針」について、平成 31 年度に点検する。【継続】
3. 栄養士モデル・コア・カリキュラム改定による食物栄養専攻の教育課程の検討に伴い、「教育課程編成・実施の方針」と整合性等をチェックし、必要に応じて見直しを提議する。【新規】

B-1-2 幼児教育学科

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 幼児教育学科では、保育・幼児教育関係法令・通知を確認し、必要な場合に、確認した内容を関連する科目に反映させる。
2. 幼児教育学科では、リカレント講座を若手卒業生が参加しやすいものとするよう試みる。また、卒業生のフォロー、キャリアアップの在り方の検討を始める。
3. 釧路市内・近郊の保育関係団体と懇談の機会を設け、若手保育者の抱える現場での課題を共有する努力を行う。その中から必要に応じて保育者養成課程の改善を検討する。
4. 幼児教育学科では、「履修カルテ」の「自己評価シート」と類似した調査・アンケートの整理・統合によって不具合が生じていないかを点検する。必要に応じて

て、教育課程の改善に役立てる。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 幼児教育学科では、関係法令・通知の確認を随時行う。
2. 幼児教育学科は、釧路市私立幼稚園連合会のほか、他の保育関係団体などとの懇談・協議を試み、また、実習巡回などを通して、本学卒業生の「通用性」について情報を得る。必要に応じて、学位授与方針を見直す作業を行う。
3. 幼児教育学科は、改訂版「履修カルテ」の成果や使用上の不具合などを点検する。

行動計画第1項については、全国的なものだが、平成29年度に、平成31年度から教職課程および指定保育士養成課程が大幅に変更となることが示された。教職課程は29年度末、指定保育士養成課程は30年10月末（北海道・厚真を中心とした大地震の影響で期日が1カ月繰り下がった）に提出し、その後、必要な複数回の修正を経て認可を受けた。並行して、私立大学等経営強化集中支援事業の申請の要請内容も考慮した。これらに伴い、各授業へのアクティブ・ラーニング採用と試行を意識的に進めることになった。

行動計画第2項について、29年度は、本校が全国保育士養成協議会北海道ブロック協議会幹事校で、学科長が会長であったことから、7/22、札幌で、全国保育士養成協議会北海道ブロック協議会と北海道保育協議会との懇談会（道ブロック理事、道保協役員各5名）に出席し、学科長が釧路短大の事例から、①「現場に望むこと」を発題した後、他の養成校の状況を提示していただき懇談した。具体的には、実習（ただし幼稚園実習）後の2年生への「実習に関するアンケート」結果から、主に実習記録指導にかかわることで保育所実習にも起こり得る内容を提示、もう1つは、平成29・30年の3月に幼養協（北海道幼稚園教諭養成校協会）から依頼を受けた本学科分の2～3月の研修とその待遇（保育所・施設含む）について、本学で集約していた分を、園名を伏せて提示。指導者間の意思疎通の問題、記録指導での無用な全面書き直し問題、幼稚園では正職員採用が多いが保育所ではそうではないこと、研修時の待遇は改善されていることを伝え、他校でも同様の状況だったが、現場側では“幼稚園ほどひどくはない”との感触が強かった。また、北海道保育協議会からは、各地での保育士等キャリアアップ研修への協力を求められた。一方、釧路では、平成29年12/14、釧路市私立幼稚園連合会の園長会議席上で、学科長および教員1名が、本学科卒業生の離・退職状況、実習・実習指導等の学科教育内容を報告、連合会からは新たに立ち上げた初年次研修の評価について報告があり、意見交換を行った。また、30年9/19、本学に釧路市保育所長・子育て支援センター長（釧路市こども保健部）2名を招いて学科の教育方針、保育士養成課程の内容、実習・就職状況、離・退職状況について懇談を行った（本学科からは3名）。リカレント講座については、29年度（本学科主管）には、本学で8/25、「心と心をつなぐ音～こどもたちにとどけよう 『音楽療法』の現場より～」（42名参加；

ダイレクトメールを送付した過去 3 年の卒業生からは 6 名出席)、30 年度(釧路専門学校主管)は主管校で、8/31、「こどもの絵」(48 名参加; 同上 5 名出席)であった。若手に参加しやすい内容であったとは思いますが、必ずしも参加人数とは結び付いていないように思われる。

卒業生の通用性について。ほぼ毎年、春には、本学附属幼稚園ほか 5 園に 5 月連休明けからの保育観察演習の受け入れを担当教員が直接訪問して依頼する。その後は、6 月を中心とした教育実習で、8~9 月には保育所・福祉施設への巡回で巡回担当教員が各保育現場に出向く。これらの機会に卒業生関係の情報をいただくことが多い。頑張っている卒業生も多い一方、1 年経たずに退職する例も散見される。釧路および近郊の保育業界では、全国的な流れよりやや遅れてこの 2 年に求人数が高まった。平成 29 年度、30 年度のいずれも、保育関係希望者は子育て中の 1 名を除き、2 月下旬までには就職先が内定した。例年であると、保育職で頑張っているか怪しい学生まで引く手数多であった。認定こども園化や施設給付型への移行による職員拡充がその理由と思われる。少なくとも釧路市私立幼稚園連合会では、近年、新規就職者向けの研修を年 3 回行う決議をし、仕事をしながら力をつけていく方法を取り入れ始めた。同連合会の事務局長でもあり、平成 29 年度まで本学で授業を担当していただいた元附属幼稚園長からは毎年、卒業前の本学科 2 年生に、最初から全面的な「通用性」があるわけではなく、他の職員はカバーやフォローをしてくれているのだから、自分でできることは精一杯取り組むようメッセージを受けていた。その意味では、子どもたちと楽しく遊ぶことができ、視野を広く持ち、与えられた場に適した判断力があり、上司・同僚・保護者とのコミュニケーションがとれ、努力ができ、自分の体調をコントロールできること等が、長く働いていける力となると思われる。以上の状況把握はできており、来学した卒業生に個別相談の対応はしているが、学科としては、組織的・具体的なフォローは特にしていない。

行動計画第 3 項については、新課程が始まる 31 年度 4 月に向けて、31 年 3 月に改訂を行った。なお、整理が進む中、学修内容の理解にかかわる自己診断アンケートが抜けていたことがわかり、30 年度末時点だけであったが、追加して実施した。(自己診断アンケートの結果については、**A-1-2**を参照)

平成 31 年度にむけては、新課程の中でこれまでの点検を踏襲したい。

平成 31 年度以降の改善にむけて—幼児教育学科

○ 改善計画

1. 幼児教育学科では、保育・幼児教育関係法令・通知を確認し、必要な場合に、確認した内容を関連する科目に反映させる。【継続】
2. 幼児教育学科では、リカレント講座を若手卒業生が参加しやすいものとするよう試みる。また、卒業生のフォロー、キャリアアップの在り方の検討を始める。【継続】
3. 釧路市内・近郊の保育関係団体と懇談の機会を設け、若手保育者の抱える現場での課題を共有する努力を行う。その中から必要に応じて保育者養成課程の改善を検討する。【継続】

4. 幼児教育学科では、「履修カルテ」の「自己評価シート」と類似した調査・アンケートの整理・統合によって不具合が生じていないかを点検する。必要に応じて、教育課程の改善に役立てる。【継続】

● 行動計画

1. 幼児教育学科では、関係法令・通知の確認を随時行う。【継続】
2. 幼児教育学科は、釧路市私立幼稚園連合会のほか、他の保育関係団体などとの懇談・協議を試み、また、実習巡回などを通して、本学卒業生の「通用性」について情報を得る。必要に応じて、学位授与方針を見直す作業を行う。【継続】
3. 幼児教育学科は、改訂版「履修カルテ」の成果や使用上の不具合などを点検する。【継続】

B-2 卒業後評価に係る短期大学の取り組み

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

本学の卒業後評価は、平成 21 年度から 4 年ごとに、卒業生がお世話になっている、あるいはお世話になった職場へアンケートを依頼し、卒業生調査を行ってきた。この調査の傾向、要望を把握することでその評価を確認してきた。

前回調査は平成 25 年度であり、この報告書が対象としている平成 29 年度は、卒業後評価に係る調査の実施年度であった。したがって、この年度は卒業生評価の実施を前提として取り組み、その結果を平成 30 年度に配布した。

平成 28 年度報告書から引き継いだ改善計画と行動計画を以下に掲げる。

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 職場が求める人材調査実施に向け、学科・専攻別、職種別に学修成果点検が行える調査項目について検討し決定する。
2. 職場が求める人材調査を実施する。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 学科・専攻ごとの 3 つの方針、教育目標、在学中の学修成果を基礎資料に、職場が求める人材調査の学科・専攻別、職種別の調査項目について検討し決定する。
2. 職場が求める人材調査様式を作成し、本学卒業生の就職実績がある企業等を中心に調査対象を決定し調査を実施する。

平成 29 年度は、平成 25 年度から 4 年ぶりとなった「卒業後評価」を就職委員会が担当して調査内容の検討を行い、「職場が求める人材調査」として実施した。

行動計画の第 1 項については、4 年前の項目を検討し直し、新たに栄養・食の専門職および幼児教育・保育の専門職として勤務した本学卒業生の印象を尋ねる項目を加え

た。具体的には、該当する学科・専攻の学位授与の方針に含まれる知識・技能・能力の要素を各選択肢として区分し、これらが「優れている」、「努力を要する」と感じた場合、それぞれの欄に番号を記入していただく方法とした。

行動計画の第2項については、平成29年12月教授会で、「職場が求める人材調査」実施スケジュールについて報告し、改善・行動計画に基づいて準備を進め、年度終盤の平成30年1月31日から2月28日の期間で実施した。

調査の目的は、「釧路地域の人材ニーズから本学の学士とのマッチングを調べ、地域社会の発展に役立つ人材教育のありかたを検討し、教育活動・就職支援に反映させるため」とした。設問構成は大きく次の4つであった。①調査対象の業種、回答者の職種ほか回答先を問うもの、②就職先から見た就労に重要な基本能力、③本学出身者の印象、④大学の人材育成についての意見。

調査方法は、過去5年間に本学卒業生の採用実績がある事業所179カ所の事業所に、目的を記した上記の調査用紙および返信用封筒を郵送して依頼し、期間内に返送するように求めた。期間内に返送されてきた回答用紙は、87通（回収率48.6%）であった。

調査結果については、「職場が求める人材調査―地域に役立つ人材育成に向けて一報告書」（釧路短期大学就職委員会、2018年3月）で報告した。

就労に重要な基本能力については、コミュニケーション（90.8%）、チームワーク（83.9%）、自己管理能力（70.1%）、問題解決力（60.9%）、論理的思考力（50.6%）で前回と同順位であった。また、本学出身者が身につけている能力については、優れている順に、チームワーク（50.0%）、コミュニケーション（42.1%）、倫理観（25.0%）、自己管理能力（21.1%）であり、4年前に比し、チームワークで増加、倫理観が微増したが、コミュニケーションが微減、自己管理能力が低下した。他方、努力を要する項目としては、多い順に、リーダーシップ（19.7%）、問題解決力および論理的思考力（ともに14.5%）、総合的な学習経験と創造的思考力（13.2%）であったが、問題解決力と論理的思考力の比率は今回減少した。

新たに尋ねた栄養・食の卒業生の専門性では、「優れている」が多い順で、食品に関する専門知識と技能（65.4%）、栄養に関する専門知識と技能（57.7%）、調理に関する専門知識と技能（42.3%）、信頼関係を構築するためのコミュニケーション力（26.9%）であり、「努力を要する」では多い順で、前出のコミュニケーション力（19.2%）、「社会変化に対応するための情報収集力、問題解決力」と「地域社会に貢献する力」（15.4%）であった。同じく幼児教育・保育の卒業生の専門性では、「優れている」が多い順で、「乳幼児の保育・教育に関する知識と技能」と「保育者にふさわしい豊かな感性」（41.2%）、「子どもの生活環境や生活文化の向上に努める前向きな姿勢」（39.2%）、「保育者に相応しい柔軟な対人能力」（31.4%）であり、「努力を要する」項目は多い順で、前出の「柔軟な対人能力」（21.6%）、「子どもの生活環境や生活文化の向上に努める実践能力」（15.7%）、前出の「乳幼児の保育・教育に関する知識と技能」と「保育者にふさわしい豊かな感性」（13.7%）であった。

大学の人材育成に対して感じていることを列挙すると、以下の通りであった。

- ・専門知識だけではなく社会人基礎力、総合的人間力を身につけてほしい
- ・コミュニケーション、チームワーク、リーダーシップなどのスキルが必要

- ・対応、適応能力が必要
- ・働く喜びを実感するカリキュラムや、現場体験を多くしてほしい
- ・自己肯定感が低く、自信がない卒業生、受け身の卒業生がみられる
- ・人間関係で困難が生じると職場を放棄しようとする傾向がある
- ・ストレスに耐えるのではなく、発散方法を卒業前に教えてほしい
- ・自分の意見や想いを伝えることが大切
- ・組織の一員として取り組む姿勢を求める
- ・答えようのない問題に対して寄り添う姿勢、カウンセリングの「受容」ができると良い

いずれも、本学卒業生に対する期待を大きく反映していると考ええる。多様な学生がいる中、全てを満たす教育の実現は厳しいものがあるだろうが、今後の短期大学教育を進める上で共有すべきことと思われるので、ここに記録としてとどめておきたい。

なお、この調査は4年ごとに実施しており、次回は平成33（2021）年度中に調査項目を決定し調査実施をする予定である。

平成31年度以降に向けて

○ 改善計画

1. 職場が求める人材調査実施に向け、学科・専攻別、職種別に学修成果点検が行える調査項目について検討し決定する。

● 行動計画

1. 職場が求める人材調査報告書を求人依頼先に送付する。
2. 学科・専攻ごとの3つの方針、教育目標、在学中の学修成果を基礎資料に、職場が求める人材調査の学科・専攻別、職種別の調査項目について検討する。

B-3 「入学者受け入れの方針」に係る短期大学の取り組み

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入の方針を明確に示している。]

入学者受け入れの方針については、本学では入試委員会および入試制度検討委員会が中心となって取り組んできた。

平成29年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」の周知に努める。
2. 入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れの方針」に基づいて実施されるよう関係部署と連携する。
3. 高大接続改革が実行される令和2年度に向けて、入試制度、試験内容等を検討する。
4. 二次募集の実施について検討し必要に応じて準備する。
5. 生活科学科食物栄養専攻の定員を充足するための新たな方策を検討する。

6. 本学志願者ならびに保護者のニーズを知り、オープンキャンパスならびに社会人入試説明会の時期、内容等を検討する。
7. 取引先（広告会社）の各商品の契約の妥当性について客観的に検証する。
8. 成果がより期待される高校進路指導部訪問を検討する。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 高校生、社会人入学検討者、高校教諭、保護者らと接触する機会ごとに「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」の周知に努める。
2. 入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れの方針」に基づいて実施されるよう、両学科、教務・学生課など関係部署と連携する。
3. 高大接続改革が実行される令和 2 年度に向けて、時期、区分、選考方法等について検討する。
4. 推薦入試後をめぐり二次募集の実施を検討し、必要に応じて準備する。
5. 定員割れが続く生活科学科食物栄養専攻の定員を充足させるべく、新たな広報等を検討する。
6. オープンキャンパスならびに社会人入試説明会のアンケート結果を精査する。志願者あるいは保護者のニーズを見だし、次年度以降の時期、内容等を検討する。
7. 進学相談会、紙媒体、ネット広告など広告各社の商品につき、費用対効果を客観的に検証し、次年度以降の契約に生かす。
8. 成果がより期待される高校進路指導部訪問の時期、内容などを検討する。

行動計画について、平成 29 および 30 年度分の実行状況を自己点検・評価する。

「建学の精神」は大学案内パンフレットの 1 ページ目、「入学者受け入れの方針」は学生募集要項の 1 ページ目でそれぞれ紹介している。いずれも、オープンキャンパス（年 5 回）、社会人入試説明会（平成 29 年度は 4 回、平成 30 年度以降は年 2 回）、保護者説明会（年 3 回）、高等学校または業者主催の進学説明会（平成 29 年度は 25 回、平成 30 年度は 22 回）、高等学校進路指導部訪問（年 6 回）などにおいて積極的に用いられ、都度、入試委員らによって説明された。入試委員会では毎年 4 月、入学オリエンテーションにて新入生アンケートを実施している。最初の設問である「建学の精神を知っていましたか」において、「知っていた」と回答した者の割合は、平成 29 年 46%、平成 30 年 56%、平成 31 年 66%と推移した。

入試委員会では、入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れの方針」に基づいて実施されるよう、従来どおり、教授会等を通じて両学科ならびに教務・学生課へ依頼するなどした。一連の流れは、すでに軌道に乗ったように見受けられる。

平成 30 年度の高等学校進路指導部訪問では、指定校推薦入学試験の選考方法等につ

いての聞き取り調査を行い、多様な意見を集積した。一方、令和 3 年度から実施される高大接続改革では、大学の入学者選抜において多面的・総合的な評価を行うことが求められており、たとえば学校推薦型選抜（従来の推薦入学試験）では、「各大学が実施する評価方法等（例：小論文、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等）もしくは（2）「大学入学共通テスト」の少なくともいずれか一つによる評価を必須化することとする。」とされている。そこで、令和 3 年度以降の学生募集について、入学試験制度の一部を変更することとした。すなわち、現行では書類審査のみを課している指定校推薦入学試験に、面接試験（原則として集団）を加えることとした。この変更によって、受験生に対して「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」を問えるようになるため、入学後の大学教育に円滑につながるができることと期待される。令和 3 年度以降の学生募集では、このほか、社会人特別推薦入学試験および社会人特別入学試験の出願資格を 20 歳から 22 歳に引き上げること、奨学生採用試験の受験資格を 19 歳以下から 21 歳以下に引き上げることとを決定した。本件は、入学制度検討委員会から教授会（平成 31 年 3 月 4 日）へ上程され、承認された。平成 31 年 4 月以降には、高等学校等へ周知していく予定である。

二次募集の実施については、推薦入学試験における定員充足状況、一般入学試験への出願見込数などを勘案し、毎年 12 月から 3 月にかけて学長らと検討を重ねた。結果的には、平成 29 および 30 年度とも実施されなかった。

生活科学科食物栄養専攻の定員充足をめざす新たな広報として、平成 29 年度から「釧路短期大学食物栄養通信・食べるのお仕事・栄養のプロになろう！」を、（公社）北海道栄養士会釧路支部と共同で不定期発行している。栄養士・管理栄養士の仕事を広く知ってもらうことを大テーマとしており、話題やレシピの提供は栄養士会が、執筆等は本学入試委員会が担当し、双方の公式 SNS 等で発信している。四コマまんが等のイラストおよびデザインには、プロの協力を得ている。印刷物は、高等学校進路指導部、教育局、公立図書館等のほか、本学教職員ならびに栄養士会員の尽力により釧路市町内各所に設置されている。平成 29 年度には創刊号と 2 号、平成 30 年度には 3 号から 14 号が発行された。平成 30 年度末には、創刊号から 6 号までを用い、さらにオープンキャンパス、入学試験等の日程を掲載した「釧路短期大学カレンダー（平成 31 年度、4 月始まり）」を 1,500 部制作した。平成 31 年 4 月以降、本学教職員、（公社）北海道栄養士会釧路支部会員のほか、栄養士会を経由して（一社）釧路市医師会、（一社）釧路薬剤師会の会員らにも配布される予定である。

オープンキャンパスならびに社会人入試説明会では、参加者の満足度を知りニーズを見いだすことを目的に、毎回、アンケートを実施している。平成 30 年度の自由記述欄に「他の模擬授業も体験したかった」という要望が散見されたことを受け、平成 31（令和 1）年度は、すべての学科専攻の模擬授業を体験できるように時程等を組み直すことを計画中である。

本学は、入試広報を目的に広告各社と契約している。しばしば来学する各社の営業担当からは、新商品あるいは多様な情報が提供される。各社の姿勢や商品適否等を見極めながら、次年度以降の契約更新を判断している。平成 31（令和 1）年度には、高等学校への介入を得手とする A 社との取引を一部縮小し、釧路で大規模な新規イベン

トを開催予定の B 社と初めて契約する予定である。進学相談会企画を得意とする C 社との年間契約については、価格交渉の結果、2 年ぶりに復活させることにした。同じく進学相談会を主催する D 社には、オープンキャンパスへのファイナンシャルプランナーの派遣サービスを 1 回から 2 回へ増回するよう依頼し、例年どおりの商品を契約した。このように、限られた財源で最大限の効果が得られるように工夫している。

高等学校進路指導部訪問の時期および内容については、毎年見直しを行い、効果を模索してきた。平成 29 年度までに年間 5 回（4 月、6 月、7 月、10 月および 3 月）が定着しつつあったが、平成 30 年度には 12 月を追加することを決定した。すなわち、12 月中旬の推薦入学試験合格通知持参について、職員玄関窓口に預けるのが慣例であったところを、進路指導室にて部長教諭へ手渡しするとともに、翌年 2 月以降に実施される一般入学試験等への出願見込みを聞き取ることにした。

平成 31 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」の周知に努める。
2. 高大接続改革に向けて、入学者選抜に係る諸準備を行う。
3. 高大接続改革に向けて、姉妹校をはじめ高等学校との連携を検討する。
4. 生活科学科食物栄養専攻の定員割れを回復させるよう努める。
5. 生活科学科生活科学専攻の定員充足が保持されるよう努める。
6. 入試広報を全学体制化する。

● 行動計画

1. 入学生全員が「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」を認知していることをめざし、周知に努める。【一部修正】
2. 平成 31（令和 1）年度中に令和 3 年度入学者選抜要項ならびに出願書類一式を調える。【新規】
3. 平成 31（令和 1）年度中に武修館特別推薦入学試験のあり方を検討する。変更する場合は令和 3 年度入学生への適用をめざす。【新規】
4. 高大接続改革に向け、他学の入学前課題を調査する。【新規】
5. 高大接続改革に向け、高校側のニーズを調査する。【新規】
6. 高大接続改革に向け、高校教諭を対象としたキャンパス見学会、授業見学会、意見交換会等の実施を検討する。【新規】
7. 生活科学科食物栄養専攻の定員充足のため、諸機関と連携して栄養士・管理栄養士の魅力を啓発する。【継続】
8. 生活科学科生活科学専攻の定員充足を保持するため、卒業後のビジョンを描きやすくするための媒体を作成する。【新規】
9. 公式 SNS、オープンキャンパス、進学相談会などが全学体制で行われるよう環境整備する。【新規】

C. 学生支援 [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

C-1 組織的学習支援に係る学科専攻の取り組み

C-1-1 生活科学科（生活科学専攻・食物栄養専攻）

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 生活科学科生活科学専攻では、学生への学習支援がどちらかというと個別的である面が強いが、より組織的に行う条件づくりとしての学生情報の共有を進める。
2. 生活科学科食物栄養専攻では、入学者の基礎学力（主に理科系の知識）を把握し、その結果に対応する必要性と可能性について改めて検討する。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 生活科学専攻では、文字またはデジタル情報といった情報の形式にこだわらず、担当教員間での学生情報を適宜、共有して学生支援に役立てるために、不定期・不定形だが頻繁な情報発信を意識的に実行する。
2. 食物栄養専攻では、入学者の基礎学力〔主に理科系の知識〕を把握するというこれまでの計画につき、その必要性と可能性・現実性について検討し、今後の基本的方向を定めるよう努める。

この行動計画の実行状況について自己点検・評価を行う。

行動計画第 1 項の生活科学専攻における学生情報の共有については行動計画の通り意識的に実行できた。口頭での伝達、生活科学専攻会議および学科会議での情報共有、メール等による情報交換により、頻繁な情報発信が実行された。学科会議での学生情報の共有に関しては議事録にも残している。得られた学生情報は緊急性、重要度の高いものを優先し、クラスアドバイザー、ゼミナール担当教員を中心に迅速な対応をしている。必要に応じて保護者との面談、学内・学外カウンセラーと連携をはかり、より適切な支援ができる体制をとった。

行動計画第 2 項の食物栄養専攻の入学者の基礎学力の把握については、行動計画の通りに基本的方向を定めることができた。これまで理科系の科目については、基礎学力が備わっていないため十分な学修成果が期待できない学生がみられ、担当教員および助手が授業時間外に個別サポートをしていたのが現状である。数年前から理解度が低い学生に対し補習授業をせざるを得ない科目も出てきたことを受け、専攻内で検討した結果、平成 31 年度入学生から「食物栄養基礎演習」において、理科・数学の基礎を 2 コマ設けることとし、平成 31 年度シラバスに反映させた。

平成 31 年度以降の改善にむけて—生活科学科

○ 改善計画

1. 生活科学科両専攻において、学生への学習支援を組織的に行う条件づくりとし

ての学生情報の共有を進める。【一部変更】

2. 生活科学科両専攻において、基礎学力不足への対応を検討する。【新規】

● 行動計画

1. 担当教員間での学生情報を適宜共有して学生支援に役立て、さらに学科会議等において情報共有し 記録を残す。【一部変更】
2. 生活科学専攻では専攻全教員で担当する新設科目「生活科学基礎演習」において基礎学力の現状を把握、課題抽出を行い補習授業のあり方について検討を進める。【新規】
3. 食物栄養専攻では、専攻全教員で担当する「食物栄養基礎演習」においてこれまでの国語表現に加え理科・数学基礎の授業を実施することで基礎学力の強化を図るとともに、基礎学力の現状を把握、課題抽出を行い、補習授業のあり方について検討を進める。【新規】

C-1-2 幼児教育学科

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 幼児教育学科では、各学生の一連の実習に向けた準備が集積され、成果が学生の手元で確認できる個人ファイル（「履修カルテ」を含む）の使い勝手や使用上の不具合があれば改善する。
2. 幼児教育学科では、1 年前期に行う面談の効果や不具合について点検・見直しに基づき改善する。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 幼児教育学科では、平成 28 年度から大幅改訂した「履修カルテ」を含む個人ファイルについて、活用の状況、使い勝手や不具合を確かめるなどの点検・見直しをする。
2. 幼児教育学科では、特に、入学後しばらくの間（1 年前期）、定期的に面談ができるよう、体制を作る。

行動計画 1 については、平成 29 年度授業開始に向けて「履修カルテ」を改善し、平成 30 年度中に不十分な点の修正を試みた。

平成 29 年度入学生からの使用に向けて、学科の若手教員 3 名が前年度末から年度初めにかけて改訂版を作成。変更の特徴としては、従来の『実習の手引き』のほかに多数追加していた資料があったことから、これらから必要最小限を抜粋し、バインダー式の 2 穴ファイルに予め綴じ込んでおく仕組みとしたこと。これにより、学生の資料紛失の可能性を減らすことができると見込んだ。

内容は、従来の「A：教職関連科目の履修状況、B：自己評価シート、C：ピアノ練習表、D：絵本レポート、E：保育観察記録・保育現場体験記録、F：夏休みの課題、G：春休みの課題、H：指導案演習（朝の会、製作）・指導案演習（健康または遊び）、I：福祉施設見学旅行反省レポート・実習報告会感想（幼・保・施）・実習課題シート、J：保育・教職実践演習指導案、保育・教職実践演習まとめ」に加え、Hに「指導案演習（2歳児）」を追加、新たに「K：実習の目的と概要、L：実習に用いる資料」の2項目も追加した。K・Lで従前の『実習の手引き』を凝縮したものを「履修カルテ」のファイルに綴じ込むことで、実習指導関係資料の統合を試みたものであった。

前年度末で保育指導案指導を担当していた教員の退職により、実習指導も「履修カルテ」ファイルを改訂した3名により行うこととし、残りの専任教員は教室後方で内容を確認する方法で専任教員全体への共有を行った。指導案の「ねらい」の設定・書き方については、学生にとって、よりわかりやすく指導を行う体制を整え、各種の実習指導の改善が期待されるものであった。

ところが、中心的な3名が年度後半～末に次々と他校への転出が決まった。教職課程再課程認定に向け、全国的にも業績のある教員が多く動いた事情が本学科にも大きく影響した。

平成30年度入学生に対する実習指導は、前年、同じ講義・演習室内で指導内容・方法を体験していたため、特に問題はなかったが、本来であれば、そのまま2年次に新たな指導内容をするはずだった担い手がすべて抜けたことで、2年次の実習指導にどんな意図を持っていたかの引継ぎなしに、平成30年度には、それ以前の方法のまま2年次学生に対する実習指導を行うことになった。その結果、6月の教育実習において、実習生が指導案の一部項目について、書けないので書き方を教員に問い合わせるという状況が何件も発生してしまった。従来は1年次にしていたものの一部を2年次に分割して実施する意図が引き継がれておらず、「ねらい」の検証部分が抜けてしまっていた。急遽、巡回時に説明の上、対応できる実習生には努力を求め、難しい学生には実習園へ事情をお伝えして、一部の記述方法を変更あるいは不問にさせていただいた。以上、改善が途上であったにもかかわらず、十分な引継ぎができなかったことが大きな反省であった。

「履修カルテ」のスタイルについては、当初からすべての資料を準備し、ファイルに綴じ込むのは難しいが、配布資料には予め2穴を空けておき、使用后（または提出確認・返却後）は「履修カルテ」ファイルに綴じ込めるよう、心がけることとしたい。

行動計画2については、以前から、本学科では実習・進路にかかわって2年次学生への面談を充実させてきたが、1年次には7月まで行っておらず、平成29年度の2年生が1年次の前期後に2名、年度末に2名の休退学があったため、平成29年度入学生に対しては、4月末（連休前）に、保育観察グループごとで担当教員との個別面談を設定することとした。また、1年次後期にも11月上旬に面談を加え、グループ担当とは計3回、さらに1年次年度末の保育所見学実習前に実習担当教員と1回、あわせて年4回の面談体制とした。平成28年度には、さらに1年次前半の山場、保育観察を3回終えた時点（2年次の教育実習4週間で教員も授業担当数が減少する時期に重なる）の6月初めに面談を加え、冬場に差し掛かる12月初めにも1回加えて、計6回の面接

体制に変更した。幸い、平成 29 年度入学生（50 名）は全員卒業することができたが、平成 30 年度入学生は、1 年次のうちに、一度も授業に出られずに休学・退学した学生が 1 名、11 月になってから家庭事情が急変して休学・退学した学生が 1 名、年度末直前に進路変更した学生 1 名と、各事態への対応は行えたものの、在学の継続には結びつかないケースがあった。けれども、ほかにも数名の学習支援等を要する学生が居り、定期的な面談の他にも必要に応じた相談・支援を、場合によっては保護者との連絡・面談をも含めて、教務・学生課との連携で行っていくことはできた。地域・家庭の貧困・困難な状況に起因する課題も多く、学修にも大きな影響を与えていることは間違いない。

平成 31 年度以降にむけて

○ 改善計画

1. 幼児教育学科では、各学生の一連の実習に向けた準備が集積され、成果が学生の手元で確認できる個人ファイル（「履修カルテ」を含む）の使い勝手や使用上の不具合があれば改善する。【継続】
2. 幼児教育学科では、面談の効果や不具合について点検・見直しに基づき改善する。【一部修正・継続】

● 行動計画

1. 幼児教育学科では、「履修カルテ」を含む個人ファイルについて、活用の状況、使い勝手や不具合を確かめるなどの点検・見直しをする。【一部修正・継続】
2. 幼児教育学科では、定期的な面談体制を継続するとともに、特に、入学後しばらくの間（1 年前期）、の学生、家庭環境等に困難を抱える学生の学修支援等を関連部署と連携を取りながら対応する。【継続・新規】

C-2 生活支援に係る短期大学の取り組み

学生支援のうち、生活支援については各学科・専攻、ゼミナールやグループ担当の各教員、教務・学生課等も担当しているが、この項目では、学生委員会が担当する全学的な分野についての取り組みについて述べる。開始年度当初の計画は次の通り。

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 学生の学生によるピアサポートは、平成 29 年度以降もオリエンテーションで実施する。日常のサポートの必要性を見直す。【継続】
2. 年度初めに実施している健康調査の結果を学生支援に活かす。【継続】
3. さまざまな状況の学生を支援できるよう、教職員が必要な知識を得られる機会を設ける。【継続】

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. ピアサポートについて、サポーターの育成、サポートルームの運営を含めて実施体制、時期、効果的な方法について再検討する。【継続】
2. 年度初めに実施している健康調査について、支援が必要と判断した学生については、面談を行い、継続的な支援を行うことと、学生委員会だけでなく、各学科とも状況共有できるようにする。【継続】
3. 発達障害を含む、さまざまな困難を抱えている学生に対して、適切な支援をしていくための体制を構築できるよう、教職員を対象とした研修会を開催し、それをもとに、支援体制を整える。【継続】

行動計画第1項、第2項については計画通り行い、成果を上げている。行動計画第3項について、平成28年4月より、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行され、私立大学は「差別的取り扱いの禁止」は法的義務、「合理的配慮の不提供の禁止」は努力義務となっている（国公立大学は法的義務）が、支援体制を整える目的で教職員を対象とした研修を行った。また、診断名の有無にかかわらず、社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に困難を抱えている学生も対象となっており、例えば、人前で自分の意見を述べるのが難しい学生に対して、発表の代わりにレポートを課すなどの配慮が求められるようになっている。8月18日よりFD研修会にて合理的配慮についての研修を実施し、本学においても、一部ではあるが、困難を抱えていると考えられる学生に対して今後どのような配慮をしていく必要があるのか、学内でどのような体制を構築していくことが良いのかについて研修を深めた。さらに9月には学生支援に関するタスクチームを立ち上げた。

ところで、学生委員長が平成29年度末で転出となり、平成30年度からは新体制となったため、平成30年度には、以下のように計画を若干変更し、業務を遂行した。

平成30年度

○ 改善計画

1. 学生の学生によるピアサポートは、平成30年度もオリエンテーションで実施する。日常のサポートの必要性を見直す。【継続】
2. 年度初めに実施している健康調査の結果を学生支援に活かす。【継続】
3. さまざまな状況の学生を支援できるよう、教職員が必要な知識や情報を得られる機会を設ける。【一部追加・継続】

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. ピアサポートについて、サポーターの育成、サポートルームの運営を含めて実

施体制、時期、効果的な方法について再検討する。【継続】

2. 年度初めに実施している健康調査について、支援が必要と判断した学生については、面談を行い、継続的な支援を行うことと、学生委員会だけでなく、各学科とも状況共有できるようにする。【継続】
3. 発達障害を含む、さまざまな困難を抱えている学生に対して、適切な支援をしていくための体制を構築できるよう、支援体制を整える。【継続】

行動計画の第 1 項（学生の学生によるピアサポート）は従来通り継続して行った。入学時及び後期開始前に学生会役員の学生その他、2 年生のピアサポーターが新入生の履修登録時に 1 年生のサポート活動を行った。また、学内の学生相談室をサポートルームとして毎月 2 回、ピアサポーターが常駐した。校舎内にポスターを掲示するほか、平成 30 年 4 月下旬（4/25）に 2 年生を対象として、全学共通時間に「サポーター説明会」を開催した。学生会の役員がサポーターになったほかは 2 年生が 1 名だけ志願し、サポート活動をした。新入生への学校生活全般の相談活動を考えたが、十分機能したとは言えない。28 年度から設置されたサポートルームが 3 階にあったこと、1 学年への周知が不十分だったことも原因である。しかし、履修科目選択時の相談活動は概ね好評だった。本学の学生の実態をみると、講義や実験・実習が多いため、サポーターのための研修の時間をとりにくい。また、1, 2 年生間の交流が少なく、他学年の学生の顔や名前を知らないという学生も多いので、他学科の学校生活については未知な部分が多く、学業にかかわる相談にのることは難しい。

行動計画の第 2 項（健康調査）、第 3 項（発達障害）について、質問紙の内容は、北海道教育大学の保健管理センターが全学生を対象に使用しているもので、本学では平成 27 年度より、許可を得て利用している。その内容は、①：心の状態：抑うつ傾向、自傷念慮、自殺念慮の有無について、②：発達障害傾向、③：①や②で本人が感じている困難度、④：学生相談室による相談の希望の有無である。発達障害関連の項目も多く取り入れて、日常の指導に役立てている。健康調査の結果を集約、分析し各学科で必要に応じて有効に活用している。校内のカウンセラーの他、釧路市教育委員会教育支援課のスクールカウンセラーにも協力をいただき、積極的に相談活動を進め効果を上げることができた。また、学生が安心して相談できるような環境についても今後検討し改善したい。

平成 31 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 学生の学生によるピアサポートは、平成 31 年度もオリエンテーションで実施する。日常のサポートの必要性を見直す。【一部変更】
2. 年度初めに実施している健康調査の結果を学生支援に活かす。【継続】
3. さまざまな状況の学生を支援できるよう、教職員が必要な知識や情報を得られる機会を設ける。【継続】
4. 相談内容、相談件数等を月ごとに集約し、全職員に周知して日常の支援に役立てる。【新規】

5. 社会接続教育 学生研修講座の見直しを図る。すでに 18 歳で選挙権を有しているが、令和 4 年からは民法上「成人」となる。社会人教育として必要な講座をさらに見直し、開講する。【新規】

● 行動計画

1. ピアサポートについて、サポーターの育成、サポートルームの運営を含めて実施体制、時期、効果的な方法について再検討する。【継続】
2. 年度初めに実施している健康調査について、支援が必要と判断した学生については、面談を行い、継続的な支援を行うことと、学生委員会だけでなく、各学科とも状況共有できるようにする。【継続】
3. 発達障害を含む、さまざまな困難を抱えている学生に対して、適切な支援をしていくための体制を構築できるよう、教職員を対象とした研修会を開催し、それをもとに、支援体制を整える。【継続】

C-3 進路に係る短期大学の取り組み

進路に関する取り組みは、おもに就職委員会が担当している。
前年度から引き継いだ改善に向けての計画は次の通り。

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 学生が相談しやすい環境を目指し、引き続きゼミナール（特別演習）担当教員ならびにハローワークとの連携を強化する。【継続】
2. 就職ガイダンスプログラムの充実を図る。【継続】

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 定例の学科会議において就活状況一覧を配布しゼミナール担当教員と情報を共有する。【継続】
2. 平成 29 年度就職支援に関するアンケート調査結果により、ガイダンスプログラムの見直しを図る。【一部追加・継続】
3. ハローワーク就職サポートルームを学生が利用しやすくするために、開設曜日と時間帯を見直すとともに、求職者全員がハローワークに求人登録をするようすすめる。【一部変更・継続】

行動計画第 1 項について、就職委員会では、学生の就職に対する姿勢や不安感を学科内で共有しあうことと、ゼミナール担当教員との連携を深めての支援を意識しながら、就職ガイダンスに参加した学生の感想文を学科内で供覧し、学生の就職に対する認識や取り組みの姿勢を共有し、個々への適切な支援や相談対応に繋げた。これらは

今後も継続したい。

行動計画第 2 項については、就職ガイドブックの内容を、学生にとって更にわかりやすい具体的事例やアドバイスを含めた内容に変更した。1 学年のスタートは、学生自身が自分の特徴に目を向ける「自己分析」に力を入れ、社会人として求められる人材について自覚できるよう重視した。また、「卒業生による働き方講演会」は、発表内容、及び教員からの質問内容が充実し、在学生への貴重な 就活アドバイスの機会となっている。これらのガイダンスへの学生の参加状況を確認するとともに、学生にとって有効と感じたガイダンスへの更なる充実に向けて委員、及び、講師との内容検討や連携を深めた。今後も学生からのアンケートによりプログラムを見直していきたい。

行動計画第 3 項については、ハローワークへの求人登録への意識が浸透し、概ねの学生が登録している。短大卒業後も相談や支援を受けられるという安心感とともに、昨今の離職率の高さに、学生自身が不安感をもっていることも背景にあると感じた。

サポートルームへの相談件数は、相談員との信頼関係もあり好調である。年間のガイダンスで、度々講師を務めて頂いている事もあり、親近感をもって相談する様子が窺われた。

今後も連携を継続していきたい。

平成 31 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 就職支援は就職委員会担当者だけではなく、ゼミナール担当教員を含めた、職員全体で連携を取り合い、支援する。【継続】
2. ハローワークジョブサポーターとの協力、連携を密にし、学生の意思や希望に沿った採用内定を早期に得られるように支援する。【継続】
3. 就職委員会ガイダンスへのアンケート調査を実施し、学生にとって有効なガイダンスの内容や講師の選任などの検討を行い、次年度の内容改善に向ける。【継続】

● 行動計画

1. 就職後のあたらしい環境の中で、早期に離職を選択するケースが最近多くなったため、卒業生が抱える就職先での戸惑いや困難を知る調査を行う。
 - ・短大に來た卒業生の來校の理由や目的を、対応した各教職員、委員が 1 年間記録し、離職や転職の不安や葛藤の傾向を把握する手だてを考える資料とした。平成 31 年 4 月から調査実施。
 - ・対策の必要が見られれば、卒業後早期に、懇話会のような集まりを、令和 2 年度以降に検討したい。【新規】
2. 平成 28 年度に第 2 回を実施した「卒業生の就職先の企業対象のアンケート調査、第 3 回」を令和 3 年度に実施したい。そのためのアンケート項目・内容などの準備を令和 2 年度中に行う。【継続】
3. 入学当初から就職に関する意欲や目的意識に乏しい学生がみられるが、その背景や学生の不安要素の確認ができにくいケースがみられる。就職委員会や学科だけではなく、学生委員会の相談室担当者とも連携をとり、適切な支援や対策に

について検討したい。【新規】

C-4 「入学者受け入れの方針」明示、受験生・入学者支援に係る短期大学の取り組み

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れの方針」に基づいて実施されるよう関係部署と連携する。
2. 「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」の周知に努める。
3. 入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れの方針」に基づいて実施されるよう関係部署と連携する。
4. 受験予定者や保護者からの質問や要望に柔軟に対応できるよう、接遇力を向上させる。
5. 高大接続改革が実行される令和 2 年度に向けて、入試制度、試験内容等を検討する。
6. 18 歳人口の減少により大学広報力がますます問われている。係の設置を要望する。

この改善計画を実践するための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れ方針」に基づいて実施されるよう、両学科、教務・学生課など関係部署と連携する。
2. 高校生、社会人入学検討者、高校教諭、保護者らと接触する機会ごとに「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」の周知に努める。
3. 入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れの方針」に基づいて実施されるよう、両学科、教務・学生課など関係部署と連携する。
4. オープンキャンパスにおいて学内ツアー係の接遇力を向上させ、参加者の満足度を上げる。
5. 高大接続改革が実行される令和 2 年度に向けて、時期、区分、選考方法等について検討する。
6. 入試広報係と両輪をなす大学広報係の設置を要望する。

行動計画について、平成 29 および 30 年度分の実行状況を自己点検・評価する。

入試委員会では、入学試験、入学前課題および入学者オリエンテーションが「入学者受け入れの方針」に基づいて実施されるよう、従来どおり、教授会等を通じて両学科ならびに教務・学生課へ依頼するなどした。一連の流れは、すでに軌道に乗ったように見受けられる。

「建学の精神」は大学案内パンフレットの1ページ目、「入学者受け入れの方針」は学生募集要項の1ページ目でそれぞれ紹介している。いずれも、オープンキャンパス（年5回）、社会人入学説明会（平成29年度は4回、平成30年度以降は年2回）、保護者説明会（年3回）、高等学校または業者主催の進学説明会（平成29年度は25回、平成30年度は22回）、高等学校進路指導部訪問（年6回）などにおいて積極的に用いられ、都度、入試委員らによって説明された。入試委員会では毎年4月、入学オリエンテーションにて新入生アンケートを実施している。最初の設問である「建学の精神を知っていましたか」において、「知っていた」と回答した者の割合は、平成29年46%、平成30年56%、平成31年66%と推移した。

平成29年度以降、オープンキャンパスの学内ツアーを強化した。すなわち、研究室前掲示物や特別教室等の説明が中軸であったのを、研究室訪問へと変更した。さらに、グループ編成を、参加者本人と保護者との混合に変更した。これらが奏功し、誘導係、研究室担当教員ともに接遇力が向上し、アンケートの満足度も高い状態が保持されている。平成30年度は、複数名の退職にともなって入試委員の半数が入替となったが、各人の努力によって組織力、機動力、接遇力いずれも徐々に回復している。学生スタッフは、前年度3月から新年度8月の土曜に開催される3回のオープンキャンパスにつき、原則として連続して依頼している。学生スタッフの存在は参加者から好評を博しており、寄与は大きい。

平成30年度の高等学校進路指導部訪問では、指定校推薦入学試験の選考方法等についての聞き取り調査を行い、多様な意見を集積した。一方、令和3年度から実施される高大接続改革では、大学の入学者選抜において多面的・総合的な評価を行うことが求められており、たとえば学校推薦型選抜（従来の推薦入学試験）では、「各大学が実施する評価方法等（例：小論文、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等）もしくは（2）「大学入学共通テスト」の少なくともいずれか一つによる評価を必須化することとする。」とされている。そこで、令和3年度以降の学生募集について、入学試験制度の一部を変更することとした。すなわち、現行では書類審査のみを課している指定校推薦入学試験に、面接試験（原則として集団）を加えることとした。この変更によって、受験生に対して「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」を問えるようになるため、入学後の大学教育に円滑につながるができることと期待される。令和3年度以降の学生募集では、このほか、社会人特別推薦入学試験および社会人特別入学試験の出願資格を20歳から22歳に引き上げること、奨学生採用試験の受験資格を19歳以下から21歳以下に引き上げることとを決定した。本件は、入学制度検討委員会から教授会（平成31年3月4日）へ上程され、承認された。平成31（令和1）年4月以降には、高等学校等へ周知していく予定である。

入試委員会は主に「入試」広報を担う部署だが、本学には、広報の両輪をなす「大学」広報担当者が不在である。平成31（令和1）年度以降も係の設置を要望していく。

平成31年度以降の改善にむけて
○ 改善計画

1. オープンキャンパスの動員数を増加させるとともに入学率を向上させる。
2. 社会人入学者を増加させる。
3. オープンキャンパス等の参加者の満足度を向上させる。
4. 地域社会における本学の認知度を上げるため、大学広報係の設置を要望する。

● 行動計画

1. オープンキャンパスの開催時期、企画内容、宣伝手段などを検討する。【新規】
2. あらゆる入試広報において、釧路の魅力を伝える。【新規】
3. ニーズを調査し、社会人入試説明会の開催時期、企画内容、宣伝手段などを検討する。【新規】
4. 入試広報時の接遇力を全学レベルで向上させる。【一部修正】
5. 入試広報を担う入試委員会とは別の、大学広報係の設置を要望する。【継続】

D. 教育資源 [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

D-1 教員組織と教員の教育研究活動

この項で取り上げるのは、教育資源について平成 28 年度報告書で策定した改善計画と行動計画に基づく 2 年度分（平成 29・30 年度）の点検・評価である（財的資源に係る点検・評価は取り上げない）。

平成 28 年度報告書では、次の改善計画を掲げた。

平成 29 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 専任教員全体の平均年齢の引き下げ、年齢構成のバランスの改善を進める。
2. 実務において顕著な貢献をされた方々の研究機会、研究成果発表機会を確保する方策を講じる。
3. 専任教員の研究活動及び研究成果の発表を奨励・促進する。

そのための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 専任教員を採用する場合、年齢にも留意して選考を行う。
2. 実務に注力し顕著な貢献をされ本学の教員の候補となる方々の研究機会および研究成果発表機会の確保のため可能な方策を検討する。
3. 専任教員が研究活動により多くの時間を費やせる方策を検討する。

行動計画第 1 項については、特に、幼児教育学科でその必要を生じた。平成 29 年度末に若手 3 名の教員が他校への転任のため退職することになり、新規採用の必要が生じた。平成 29 年度末には文部科学省の教職課程（本学では幼稚園教諭免許取得が可能）の大きな変更があり、教職関係科目担当者は教職課程の再課程認定申請のために、過

去 10 年間に、担当関係科目の業績（論文等）10 ページ以上を要することとなった。これにより、業績のある教員の転出が全国的に起きたようだ。このため、本学でも教員の公募を行ったが、欠員が生じる科目の業績（論文等）を持つことは新たな条件であった。年齢のバランスを考慮すると、若手教員であれば学園の財政的にも問題はないが、業績の関係からは必ずしもそうはならず、しっかりとした研究を積み重ねている研究者を採用することとなった。その結果、幼児教育学科の場合、交代前よりも年齢構成は高くなった。したがって、1 項目は、考慮はしたが、最終判断は年齢よりも業績を優先せざるを得ず、今後も文部科学省が“業績”を最優先するならば、年齢条件は“留意”はすれども第 1 条件にはならないと思われる。

行動計画第 2 項については、幼児教育学科で平成 29 年度から着任した教員は、教育現場で、教育・相談・指導・管理の各業務で貢献された方であった。着任までの様々な試みのうち、有益であった教育相談・環境教育関係での取り組みを論文化することで、本学の紀要を通した研究成果の発表ができ、また、その過程で、共著者の協力により、研究方法へのアドバイスも行われた。

行動計画第 3 項については、学生指導や担当業務との関係もあり、それぞれが多忙の中、時間の確保を試みている。平成 30 年度には、研究分担者としてではあるが、本学としてはしばらくぶりに科研費分担金が配分され、多忙な中、14 年ぶりに研究対象である大韓民国での史料調査が実現できたこと、従来からの学長裁量経費や後援会からの研究費への申請が続けてなされていることなど、研究活動は続けられている。また、幼児教育学科では、日常の授業や学生指導との関係で行っている保育実習指導（福祉施設）や、2 年生のグループによる総合的な保育活動の試みとして近年実施している「KJC ランド～こどものあそびの日～」に向けての取り組みや試み等について、学科専任教員全員が分担執筆するなどをして、「幼児教育学科実践報告」を平成 29 年度末、同 30 年度末に短期大学の Web ページ上で公開している。

ただし、『釧路短期大学紀要』への執筆は、相変わらず、必ずしも多くはないのが現状である。

平成 31 年度以降にむけて

○ 改善計画

1. 専任教員全体の平均年齢の引き下げ、年齢構成のバランスの改善を進める。
（特に生活科学科）【一部変更】
2. 実務において顕著な貢献をされた方々の研究機会、研究成果発表機会を確保する方策を講じる。【継続】
3. 専任教員の研究活動及び研究成果の発表を奨励・促進する。【継続】

● 行動計画

1. 専任教員を採用する場合、年齢にも留意して選考を行う。【継続】
2. 実務に注力し顕著な貢献をされ本学の教員の候補となる方々の研究機会および研究成果発表機会の確保のため可能な方策を検討する。【継続】
3. 専任教員が研究活動により多くの時間を費やせる方策を検討する。【継続】

D-2 事務組織

平成 28 年度自己点検・評価報告書では事務組織の整備について、近年の大学環境の急激な変化にしなやかに対応できるよう職員の能力向上を支える体制づくりを中心に、29 年度以降の改善計画と行動計画を次の通り設定した。

○ 改善計画

1. 担当業務、大学運営に係る外部研修により情報の収集をすすめる。
2. 設置基準改正趣旨を踏まえた SD のあり方を検討する。
3. 防災について研修し、万一来るに備える対策を進める。

この改善計画のための行動計画は次である。

● 行動計画

1. 担当業務の外部研修交代派遣を定型化し、情報の収集と共有をはかる。
2. 以下の可能性について、2 年毎に見直しをはかり、推進する。
 - ① SD 学内研修会を定型化するなど、SD を効果的・効率的に実施する方法を検討する（28～29 年度はテーマを特定し、業務領域の知見の獲得、大学改革、教学マネジメント、厚生補導の中より実施を検討）。
 - ② 大学環境の高度化、多様化を踏まえた、職員の自己啓発・研鑽、能力開発（課題発見、戦略策定、実現等）を支援する体制を検討する。
3. 防災について定期的に研修する。備蓄品の見直しを含めた万一来るに備える体制を検討する。

以下、平成 29、30 年度の実行状況を、短期大学に設置されている附属図書館と教務・学生課について述べる。

外部研修には全員が交代で参加することを定型化し、収集した情報の共有を行なった。実施状況は、図書館職員が専門職研修に平成 29 年度 3 回（2 名）、平成 30 年度 3 回（2 名）、教務・学生課は学生支援、教学事務、大学運営に関する研修に平成 29 年度 3 回（3 名）、平成 30 年度は 7 回（4 名）参加した。特に、厚生補導関係では専門領域の有資格者を増やすことができ（「ジョブ・カード作成アドバイザー」1 名、「スチューデント・コンサルタント」2 名）、関係委員会や学科と連携して多様化する学生のニーズに対応し、課題解決や成長支援に努めることができた。地方短大を取り巻く環境が特に厳しさを増すおり、教育・研究活動の高度化に対応し、ガバナンス支援に貢献するため、事務組織には専門性や多くの知識・情報が求められる。今後も学外研修の機会を確保し、共有をすすめていきたい。

SD（staff development）については、短期大学設置基準が改正（平成 29 年 4 月施行）されて SD が義務化されたことにより、本学はこれまでの体制を見直した。改正趣旨は大学運営の高度化をはかる必要性からその担い手である職員の資質、能力の向上

を支える組織づくりを求めたものである。事務職員を対象とした SD だったが、改正基準では教員や技術職員まで全員が対象となり、教員が行う FD (faculty development - 「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」(短期大学設置基準第 11 条の 3)) と明確に区分された。本学は FD と SD の領域を「各科目の授業内容・方法」とそれ以外に分けて整理したが、研修が個々の能力向上や情報の豊富化に役立つだけでなく、教職協働活動にも推進力をもたらすよう、FD・SD どちらも教員・職員双方で取り組むことを再確認して実施した。

新 SD 体制の実施組織は従前通り「FD・SD 推進委員会」が担い、実施計画を(1).SD 研修会(原則公開)、(2).学外情報の収集・調査(視察、研修会参加、資格取得)、(3).スキルアップセミナー(情報共有、少人数の自主勉強会ー公開義務なし)とした。その中の(1).SD 研修会は当面の題材を決め(①3つのポリシーに基づく取組の点検・評価、②業務領域の知見の獲得、③大学改革、④教学マネジメント、⑤学生の厚生補導に関するもの)、以後はその時期の優先テーマと入れ替えることとし、平成 29、30 年度は以下の通り実施した。この中で、「財務・経営」に関する研修会は法人本部(常務理事)に力を借りて実施することが定例化しつつあり、継続実施を要望している。また、平成 30 年度は耐震工事で校舎の使用領域が制限されていたことから、他学を会場に借り、釧路地域高等教育機関連絡会議(市内高等教育機関 4 校の連携組織)の協力を得て、共通テーマ(「地方創生と大学等の役割」・地方創生と大学等の役割-)を設定し、本領域に造詣の深い講師を招いて、大学間共同 SD を開催することができた。

【平成 29、30 年度の SD 研修会テーマ】

- ・平成 29 年 8 月「経営改善計画説明会」
- ・平成 29 年 8 月「様々な困難を抱えている学生への配慮について」(FD・SD)
- ・平成 29 年 9 月「緑ヶ岡学園の経営・財務状況について」
- ・平成 30 年 2 月「発達障害と雇用について」
- ・平成 30 年 3 月「経営強化・教育改革を進める体制について」
- ・平成 30 年 3 月「授業における著作権について」(FD・SD)
- ・平成 30 年 8 月「2018 年度新経営改善計画説明会」
- ・平成 30 年 9 月「地域における人材育成・地方創生と大学等の役割-」(4 大学共同開催)
- ・平成 30 年 9 月「アセスメントポリシーと成績評価」(FD・SD)

SD 研修会は概ね定型化し、定着した。目的である職員(教員等も)の能力向上を支える体制を整えることはできた。実施方法の効果・効率については、事務組織の業務量負担と研修機会の創出の点で無理のない工夫が肝心である。事務組織の業務量は、学内外の動向によって増大することが多く、都度、柔軟な対応が求められる。また、働き方改革も考慮する必要がある中で、研修実施については、回数などを固定することなく、各年の活動状況に合わせ、現場の活力を保ちながら緩やかに運用することが望ましい。

改善計画・行動計画 3.の防災対策については、平成 30 年度に耐震補強工事を行い、建物としての強度・安全性を高めた。校舎の使用面積も拡大したため、災害用備蓄品の保管場所を移転・拡大し、防災コーナーの環境を整備中である。備蓄品は平成 27 年度

より学生用飲料と食料を入学時に備え、卒業時に持ち帰る流れをとって循環させて更新している。平成 30 年度に、食料以外に毛布類を若干増やした。

防災に関する研修はできず、避難訓練のみ実施した。耐震補強工事後は防災通報設備について増設を行った。また、「大地震発生時の初動対応」（平成 30 年度、学生委員会作成）について教職員で共有し、今後に備えることとした。平成 31 年 3 月には、北海道釧路総合振興局と「防災教育の普及・啓発に関する協定」を結び、学生・教職員の防災力向上を目指して協力体制を整え、試験的に学生に対して Do はぐ（北海道版避難所版運営ゲーム）を実施した。防災・減災など緊急事態への備えについては、今後も関係機関の協力も得て進めたい。

事務組織についてはこれらの整理を経て、令和元年度より以下の改善計画および行動計画を立てる。

平成 31 年以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 外部情報の収集機会を増やし、収集した情報の共有をすすめる。【整理／継続】
2. 職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整える【新規】
3. 学生の学修成果の獲得が向上するよう、教員や他部署と連携する。【新規】
4. 防災対策をすすめる。【整理／継続】

● 行動計画

1. 大学環境の高度化・多様化を踏まえて、職員の専門性の向上、大学動向の把握、業務上の知見の獲得や諸問題の解決法などに関する学外研修への参加機会を増やす。収集した情報は共有し、教育・研究活動の質向上に役立つよう学内にフィードバックする。
2. 能力向上や自己研鑽を SD 活動として支援する。研修に要する時間を創出できるよう業務の効率化を検討・工夫する。
3. 学生を後押しする両輪として教職協働が効果的に機能するよう、教員との日常的な会話からも教育・研究活動のニーズ把握と共有に努める。法人本部の協力を得、相互の現状認識を深める。
4. 防災及び緊急事態への対応について、研修機会を設け、備える。

D-3 物的資源

平成 28 年度の自己点検・評価報告書では、本学の教育課程編成・実施の方針に基づく整備・活用すべき物的資源について、29 年度以降の改善計画および行動計画を次のように策定した。

○ 改善計画

1. 校舎は、耐震診断に基づき活用をはかる。

2. 施設の利用環境について、障がい者が利用しやすい環境整備を検討する。
3. 附属図書館では、「釧路短期大学附属図書館資料収集細則」に沿って中期的な将来目標・将来構想の情報収集に着手していく。
4. 附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用について引き続き整備していく。
5. 『釧路短期大学紀要』の段階的な見直しに着手する。

● 行動計画

1. 校舎は、耐震診断後の整備計画に基づき、よりよい利活用の方法を 2 年以内に検討する。
2. 施設の利用環境について、耐震診断後の整備計画に基づき、車椅子利用者などを含めたアメニティ・安全性の向上をはかる。また、時間外窓口態勢を検討する。
3. 附属図書館では、「釧路短期大学附属図書館資料収集細則」に沿って中期的な将来目標・将来構想の情報収集に着手していく。
4. 附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用について引き続き整備していく。
5. 平成 29 年度から『釧路短期大学紀要』について、従来よりも刊行時期を前倒しする。

以下では、平成 29、30 年度の実行状況を、行動計画の項目別ではなく「校地、校舎、施設設備」「附属図書館」に分けて述べる。

a. 校地、校舎、施設設備

校地については、平成 30 年度に法人内の専門学校廃止により、本学の校地面積は 9,732 m²から 34,748 m²へ拡大した（内、屋外運動場 11,475 m²）。校地には附属幼稚園が隣接し、この 2 つの校地を緑ヶ岡キャンパスと称している。附属幼稚園と本学は、学生の観察・実習、本学の絵本とおはなしのへや「でんでん」ほかの施設開放、行事での交流など、日常的な連携協力がなされている。

校舎については、平成 29 年度に耐震診断を受け、平成 30 年度に緑ヶ岡キャンパスの耐震補強工事を実施して安全性が向上した。また、棟続きの旧専門学校校舎（現在は、B 棟）を短期大学校舎として活用することが決まり、校舎面積は 3,775 m²から 7,920 m²になった。これにより、一部の研究室を B 棟に移したほか、B 棟には教室やラーニング コモンズを増設するスペースができた。さらに、学生のくつろぎ空間であるミーティングスペース「SORA」も増設し、通路の採光面積を上げ、学生にとって明るく開放的で居心地の良い空間が拡大した。これまでにない機能として、B 棟 1 階に広いフリースペースを設け、演習授業や地域開放事業・行事などに活用しやすいものとなった。同じフロアに附属幼稚園の子育て相談室が置かれ、幼児教育学科と連携して学生が同一校舎内で現場体験することが可能となった。

施設・設備面では、B 棟入口、トイレなどに車いすの利用を可能とする箇所が増え、障害を持つ学生や受講生（科目等履修生、公開講座受講者など）への利用改善が進んだ。

が、今後もさらに充実させたい。時間外窓口の改善は、耐震補強工事とともにガードマン室を改装し、窓口を機能させる準備ができた。

なお、耐震補強により安全性が向上し、さらに校舎の使用面積が倍増したが、利用環境の整備が必要な個所がある。B 棟の一部にアクティブ・ラーニングを促進させる備品や ICT 環境を整え、教室機能を向上させることが急がれる。さらに、A 棟講義室および演習室の ICT 環境の定期的な更新・整備、学生貸出し用 iPad やノート PC のメンテナンスが必要である。現在、学内には無線 LAN が設置され、インターネット接続が自由であるが、改修工事が完了したため、無線 LAN の拡張とフリースポットの設置を予定したい。

b. 附属図書館

・図書館施設の現状

附属図書館は 3 階に位置し、専用延べ床面積 551.08 m²、座席数は 53 席、館内に絵本とおはなしの部屋「でんでん」（収容可能人数 12 人相当）が設置されている。

フロア構成は、第一閲覧室、第二閲覧室、グループ閲覧室、絵本とおはなしの部屋「でんでん」、事務室兼資料整理室の 5 室。第一閲覧室内にはライティング支援コーナーを設けている。B 棟にも蔵書収蔵スペースとして「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」があるほか、平成 30 年度に図書館資料室を新設した。

・蔵書の現状、利用状況

平成 31 年 3 月末日現在の蔵書数は 44,916 冊（和書 42,311 冊・洋書 1,991 冊・視聴覚資料 614 点）、所蔵学術雑誌 112 種（うち 30 年度に購入した学術雑誌は 61 種）である。図書購入決算（平成 30 年度）は、新聞・雑誌購入費を含めて 2,469 千円で学生一人あたりの経費は 14 千円であった。

資料の収集は「釧路短期大学附属図書館資料収集細則」に基づき、各科目の担当教員へ選書の協力依頼をするとともにシラバスの記載内容に則した資料を精査のうえ選定。本学が行う教育・研究の目的に合致した蔵書の構築に努めた。総じて情報の正確性や有用性、とくに自然科学の分野においては情報の鮮度に重きを置いて選書を行った。一般教養的な資料については、利用者からリクエストを募るほか、学生図書委員会「ライブラリアン」と「資料整理アシスタント」の学生が書店で直接選ぶ機会を年 2 回設けた。また、附属図書館主催講座で取り上げたテーマの資料充実にも努め、参加者の知的欲求に応えられるよう整備を図っている。

利用状況について学生 1 人あたりの貸出冊数は、平成 29 年度 18.0 冊、平成 30 年度 20.0 冊。地域住民への貸出冊数は平成 29 年度 1,428 冊、平成 30 年度 576 冊であった。入館者数は平成 29 年度 26,879 人、平成 30 年度は 23,273 人であった。なお、平成 30 年度は耐震補強工事により 6 月 1 日から 10 月 4 日までの間、地域住民の利用を停止。学生・教職員についても 8 月 7 日から 10 月 4 日までを休館とした。よって、平成 30 年度の開館日数は、例年並みであった平成 29 年度よりも 41 日少ない 207 日となった。

・図書館利用教育とライティング支援の拡充

入学時のオリエンテーションプログラムでは、図書館を会場に新入生対象の学科別

図書館オリエンテーション（ガイダンス）を実施した。さらに教員の協力を得て 4 月～5 月にかけて、各学科専攻の授業 1 コマを利用して図書館職員が「文献探索講座」を行った。

第一閲覧室内に開設しているライティング支援コーナーでは「読む」と「書く」ことの支援を目的に、タブレットパソコンやホワイトボードなどの各備品を整備。タブレットパソコンについては平成 29 年度 183 台、平成 30 年度 64 台の利用があり、グループ学習やゼミ開講における利便性の向上と館内資料を活用した学習支援につなげることができた。また、本支援の一環として出版支援にも取り組み、高木真美専任講師の著書『子どもと読書 深く豊かに生きるために』（平成 29 年 3 月 本学生涯教育センター発行）の編集協力にも携わった。

平成 26 年度から緑輝祭（大学祭）や、幼児教育学科主催の KJC ランドに学校図書館に本の寄贈活動を行う団体「くしろブックシェアリング」の参加を呼びかけ、親子と本をつなぐ活動支援を行っている。なお、平成 30 年度は耐震補強工事の影響により、両イベントともに開催時期がずれ込んだため、「くしろブックシェアリング」の参加は叶わなかった。

『釧路短期大学紀要』については、執筆の申し込み時期や原稿の締め切り期日など、作業日程全般を 2 ヶ月前倒しすることで、平成 29 年度は例年よりも早い刊行が可能となった。しかし、平成 30 年度は近年の業務量増加にともない校正作業に遅延をきたし、発行に遅れが生じた。

- ・学生図書委員会「ライブラリアン」

平成 30 年度は外部イベントの 1 コーナーとして開設された絵本の読み聞かせに有志 4 名が参加。2 日間にわたって絵本と紙芝居の読み聞かせを行った。また、同年度の緑輝祭（大学祭）でも 4 名が来場者に向け、同日 2 度の読み聞かせを行った。図書館サービスの一端とはいえ直に体験する意義は大きく、活動意欲を醸成する契機となった。

- ・市民向け公開講座の実施

附属図書館ではさらなる利用促進と需要喚起を目的に、平成 18 年度から市民向けの公開講座を開設している。現在、「ライティング支援講座」のほか、地域にゆかりのある資料や歴史・文学などの原典を幅広く取り上げる「原典を読む」、蔵書を活用して地域の属性・特質を読み解く「図書館資料で巡る地域セミナー」を継続的に開催しており、いずれも図書館主催という特性上、無料を原則としている。

なお、実施状況とその実績は『標茶町との提携を中心とした釧路短期大学生涯教育年報』に記載する。

c. 生涯教育センター

- ・生涯教育センター施設の現状

生涯教育センターは本学 A 棟 2 階に位置する。センター長教員用研究室と会議室あわせて専用延べ床面積は 36 m²。ほかに生涯教育センター資料室を B 棟 3 階に設けている。

本センターは、釧路短期大学生涯教育センター規程（昭和 63 年規程）により設置し

ている。またその業務として「(1) 生涯教育の研究を行うこと」「(2) 市民講座、セミナー及び研修会等の開設に関すること」「(3) 地方公共団体等からの委託事業並びに短期大学士課程教育の充実のため地域連携を促進すること」など、5点を行うこととしている。

本センターに運営委員会を置いている。委員の委嘱は学長が行い本学教員及び学外の有識者をそれぞれ若干名委嘱し、学内外の意見を業務に反映させることとしている。

本センターの庶務は附属図書館司書が兼務している（辞令発令はないが）。ほかに専任でセンター長 1 名（教員）を発令している。平成 24 年 4 月、規程に「地域連携を促進」を追加して以降、教務・学生課に「地域連携担当員（係長職）を配置した。これをうけ、所管庶務を「非学位課程」担当と「学位課程」担当に二分した。前者については附属図書館職員がセンター長指揮のもと、標茶町との提携及びテキスト等の出版刊行を分担している。後者の「学位課程」は教務・学生課長の管掌事務として地域連携専門員が担務している。

平成 30 年度に本学耐震補強工事をすすめ、あわせて B 棟を開設した。この中でセンター長教員用研究室に隣接して会議室（座席数 6 席）、生涯教育センター資料室を増設した。

・市民向け公開講座等の実施

a) 学位課程

- ・科目等履修生、研究生の受け入れに実績がある。
- ・ゲスト講師招待授業を実施し、学外の受講者をうけいれている。
- ・地域連携業務では新たに釧路総合振興局と協定を締結したほか、1) 包括協定締結団体との定期協議、2) リカレント講座を開設し地域の経済・文化団体支援、3) ボランティア学生派遣を実施。

b) 非学位課程（取組み状況の詳細は『標茶町との提携を中心とした釧路短期大学生涯教育年報』に記載する）

- ・生涯教育の研究 「環境・文化資源をむすぶ“地域にぎわい”創設プログラム」研究。「生涯学習としての住民参加型自治体史編さん支援プログラム」研究。

- ・公開講座の開設 「道東文化塾 2017、2018」、「大学英語入門講座」ほか

- ・社会貢献 「(釧路市雇用創造協議会) 観光プログラム開発＝インバウンド向け街中おもてなしツアー」企画支援、「(職業能力開発協会) 機動職業訓練『観光サービス科』」運営支援、『(高校生むけ) のぞいてみよう 釧路はこんなところ』出版支援

平成 31 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 校舎・施設の環境整備を継続的に行う。【整理／継続】
2. 学修成果獲得に必要な各教室等の機能を向上させる。【新規】
3. 附属図書館では、地域社会の文化の向上と福祉への貢献を視野に将来構想・将来目標の情報収集を継続していく。【整理／継続】
4. 附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用について引き続き整備していく。【整理／継続】

5. 『釧路短期大学紀要』の段階的な見直しに着手する。【整理／継続】
6. 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充する。【整理／継続】

● 行動計画

1. 校舎・施設の整備計画を検討し、機能やアメニティが低下しないよう保守修繕に努める。
2. 特別教室・一般教室・ラーニング コモンズの教育環境整備を進める。
 - ①PC 演習室のコンピュータを最新機器に更新する（令和 2 年度まで）。
 - ②各教室のインターネット環境を整える（A 棟のインターネット速度向上、B 棟に無線 LAN 拡張）。フリースポットを設置する。
 - ③B 棟ラーニング コモンズの環境整備を進める。
3. 附属図書館では、学生や教職員、市民の利用者が地域情報の蓄積を、継続的に行うことのできる機会を提供する。
4. 附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用について引き続き整備していく。
5. 『釧路短期大学紀要』について、機関リポジトリによる公開の準備を進める。
6. 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」コーナーを補完する設備として生涯教育センター会議室を機能させる。

D-4 施設設備の維持管理

施設設備の維持・管理について、平成 29 年度以降の改善計画・行動計画は、以下の通り設定した。

○ 改善計画

1. 施設設備の維持管理は、校舎の耐震診断に基づく対応をはかる。
2. 災害時の対応、防災意識の醸成をはかる。
3. コンピュータシステムのセキュリティ対策をはかる。

● 行動計画

1. 施設設備の維持管理は、校舎の耐震診断結果後の整備計画に基づき、2 年以内に必要な措置を検討する。
2. 災害時の対応について、教職員の行動マニュアルの整備と学生の防災意識の醸成をはかる機会を持つ。
3. コンピュータシステムのセキュリティ対策として、端末を使用する教職員に対する保守管理、意識醸成とスキルアップのための情報提供・研修機会の定着を検討する。

施設設備の維持・管理については、学校法人緑ヶ岡学園経理規則に定める固定資産管理関係規程を整備し、規諸規程に従い施設設備、物品の維持管理を法人事務局が行った。平成 30 年度には、校舎の耐震診断に基づき、耐震補強を終えた。

火災・地震対策は「消防計画書」によって備え、防災、電気、水道等の設備は定期点検を行い、地震、火災を想定した消火訓練も行った。防犯対策は、休日、夜間は警備員が外来者の確認・巡回を行い、キャンパス各所に設置された防犯カメラで監視体制を継続した。

情報資産を守る情報システムの安全については、規程に基づき学園内ネットワークとその接続機器について、IT 技術管理委員会が中心となって適正な運用と保守管理を行った。教職員が使用する機器およびデータについては、部署の技術担当者が必要に応じて助言・指導を行い、セキュリティ対策、バックアップ対策は浸透してきた。

省エネルギー対策は、人的レベルで照明器具等の節電意識を促し、日常化している。野外ではセンサーライトによる節電の自動化をしている。今後については、校舎の拡張による環境を考慮して対策したい。

平成 31 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 施設設備の維持管理を継続的に進める。【新規】
2. 施設の火災・地震対策、防犯対策を整える。【整理／継続】
3. コンピュータシステムのセキュリティ対策を継続する。【整理／継続】

● 行動計画

1. 施設設備の維持管理計画をたて、施設の機能向上と利活用の促進をはかる。
2. 施設の火災・地震対策、防犯対策のための諸規程等を法人事務局と検討する。
3. コンピュータシステムのセキュリティ対策として、端末を使用する教職員に対する保守管理、意識醸成とスキルアップのための情報提供・研修機会を検討する。

D-5 技術的資源その他の教育資源

学修成果を獲得させるための技術的資源として、平成 28 年度自己点検・評価報告書では、以下のように平成 29 年度の改善計画と行動計画を立てた。

○ 改善計画

1. 現在、教育研究活動やその支援に足る内容のコンピュータ関連機器、ICT 基盤、マルチメディア機器、備品類はある程度揃っている。引き続き、利活用促進のための整備を行う。
2. ラーニング・コモンズをはじめ、学内全域での学習に幅広くネットワークを活用できるようになった。コンピュータシステムの適切な保守・管理、インフラストラクチャー（LAN 配線等）の整備、機器・備品の更新について、定期的な見直しを進める。

3. 学生用コンピュータについて、最新機器に更新する。

● 行動計画

1. コンピュータ関連機器、ICT 基盤、マルチメディア機器、備品類の利活用促進のための整備、研修を行う。
2. コンピュータシステムの適切な保守・管理、インフラストラクチャー（LAN 配線等）の整備、機器・備品の更新について、2 年毎に見直す。
3. OA 機器室の学生用コンピュータを平成 30 年度までに最新機器に更新する。

平成 29、30 年度は、平成 28 年度末までにアクティブ・ラーニングを促進させる目的で導入した機器備品について、利活用をすすめ、教職員のスキル向上に努めた。特に、プレゼンテーション関係機器の使用頻度が高まり、電子教卓など複数メディアの同時制御システムが多く稼働した。また、クリッカーや協働学習支援システムを用いた双方向授業や、タブレット端末を用いた学内外の活動も増え、授業や諸活動の活性化に役だった。ラーニング コモンズなどでの機器・備品の使用・貸出しも定着し、学生にも能動的な学修行動を促す効果が出てきた。平成 30 年度は校舎の拡張により、ラーニング コモンズの増設を準備した。なお、平成 30 年度に更新を予定していた PC 演習室（旧 OA 機器室）の学生用コンピュータは、耐震補強工事の影響などから計画を翌年度に順延した。

平成 29、30 年度は教務・学生課の担当技術者が機器備品の指導・支援に奔走した。補助要員としてワークスタディの活用（パソコンの定期整備など）も行ったが、支援要請は増えている。学修成果の獲得には情報の豊富化や多様な授業形態を可能にする支援システムが期待されるが、事務組織の人的負担と機器の更新の計画が現時点での課題である。

平成 31 年度以降の改善にむけて

○ 改善計画

1. 情報機器等の適切な利用促進をはかる。【整理／継続】
2. 必要な機器備品の更新、維持、整備をすすめる。【整理／継続】

● 行動計画

1. 技術的支援の充実を検討するとともに、教職員に対して情報技術の向上に関するトレーニングを行う。
2. コンピュータシステムの適切な保守・管理、インフラストラクチャー（LAN 配線等）の整備、機器・備品の更新について、定期的（PC は 5 年）に見直し、措置する。